

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和5年12月19日 13時30分～14時35分
14時45分～16時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、建部主任安全審査官、大塚安全審査官、
中原安全審査官、平本安全審査専門職※、田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他14名

原子力本部 経理部 副長、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1） 女川2号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）及び固体廃棄物処理系
固化装置の固化材変更等に伴う設置変更許可申請に係る審査スケジュー
ール
- （2） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））（O2DS-2-1（改4））
- （3） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞（O2DS-
2-2（改4））
- （4） 所在常設直流電源設備（3系統目） 本文 比較表（O2DS-2-3
（改4））
- （5） 所内常設直流電源設備（3系統目）＜補足説明資料＞ 比較表（O2D
S-2-4（改4））
- （6） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目）技術的能力）（O2DS-3-1
（改4））

- (7) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)〈補足説明資料〉(O2DS-3-2(改4))
- (8) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 比較表(O2DS-3-3(改4))
- (9) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 追補I 技術的能力
1.14 比較表(O2DS-3-4(改4))
- (10) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)(O2DS-4-1(改3))
- (11) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)〈補足説明資料〉(O2DS-4-2(改4))
- (12) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 本文 比較表(O2DS-4-3(改4))
- (13) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等〈補足説明資料〉 比較表
(O2DS-4-4(改4))
- (14) 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子
炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経
理的基礎に係る部分に限る)基準への適合について(O2DS-5-1
(改2))
- (15) 女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する
規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備について(O2DS-8-1(改1))
- (16) 添付書類十一 比較表(O2DS-8-2(改2))
- (17) 女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃
棄物処理系固化装置の固化材変更等) 指摘事項に対する回答整理表
(O2DS-10-1(改3))

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁オオツカです。それでは、東北電力女川 2 号炉の設置変更許可申請。
0:00:13	第 3 年限の設置等に係るヒアリングを開始します。
0:00:17	それでは、早速事業者の方から説明をお願いします。
0:00:21	はい。東北電力の木村でございます。本日は、まず、第 3 D C のご回答させていただきまして、そのあと、3. 11、
0:00:31	そして最後に、ところ課題の変更という順番で説明させていただければと思います。
0:00:36	まず D S 10-1 の回答整理表に従いまして説明させていただければと思います。
0:00:44	それでは早速、第 3 停止から始めます。
0:00:49	はい。東北電力の梅津でございます。それでは第 3 第 1 第 3 電源ですね、こちらの説明させていただきます。
0:00:57	コメントリストですが、19 分の 15 ページ、ナンバー 74 から始めさせていただきます。
0:01:11	はい。74 ですがけれども、遮断器等をつける理由についてのご説明ですが、こちら、比較表で基本ご説明させていただきますが、
0:01:22	大津 D S 2-3 の 91 ページをご覧ください。
0:01:33	こちら所内常設直流電源設備 3 系統目の系統切り換えに必要な機器は、遮断器のみであるということで、等を削除してございます。
0:01:45	同様の対応をですね、91、2-3 で言いますと 254 後、2-4-76 と。
0:01:53	ということで同様の対応をしてございます。
0:01:59	続きまして
0:02:00	ナンバー 75 に移らせていただきます。
0:02:04	こちらの地下水位低下設備に関するコメントでしたが、
0:02:10	こちらはですね大津 D S 2-4-10 ページをご覧ください。
0:02:25	はい。
0:02:26	こちらですね、
0:02:32	すいません。
0:02:33	はい。
0:02:35	よろしいでしょうか。
0:02:36	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	こちらの、地下水位低下設備に関して前回1度、記載を削除していたんですけれども、再度ですね、その必要性について確認をいたしまして、
0:02:51	重大事故等対処施設の耐震評価の基本方針に、重大事故等対処施設は、
0:02:58	地下水の影響を影響する旨が記載されているということで、今回の重大事故等対象施設は原子炉建屋になりますけれども、今回やはり必要な記載だということで、再度記載を追記してございます。
0:03:17	続きまして、
0:03:22	ナンバー76に移ります。
0:03:26	II D S 2-4 の 99 ページをご覧ください。
0:03:38	はい。
0:03:39	こちら負荷のですね許容最低電圧の記載についてでございますが、こちらにつきましては、使用する直流負荷、
0:03:52	それぞれのですね、許容最低電圧の中で最も高い電圧中央翁長に女川2号の影響最低電圧値 90 ボルトとして設定していると。
0:04:02	いうことを確認しております、上記の設計の差異理由として、こちらを記載してございます。
0:04:10	はい。
0:04:11	続きまして、77 ページ、77 番ですね。
0:04:19	I I D S 2-4 の 126 ページをご覧ください。
0:04:28	はい。
0:04:29	こちらの遮へい設計区分 F から C への変更理由ということで、
0:04:36	今回
0:04:37	A A F から A の方はですね記載していたんですが S から C の方も、こちらに追記してございます。
0:04:44	2 ポツのところになります、
0:04:49	今回プラスチック固化式国家装置を撤去して線源がなくなるということ。
0:04:55	あとは、今回第3電源をですね設置することに伴って、日常点検の立ち入りが必要になると、その2点を踏まえまして、管理区域内での遮へい設計区分の変更ということで S から C に変更すると。
0:05:09	いう旨、追記してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:13	また、表No.78の方は、
0:05:19	今回の第3電源と国家のですね、位置関係について断面図を示すことということで、
0:05:25	同じページになり、2-4の126ページ同じページになりますが、
0:05:31	下の方に断面図を、断面のイメージをですね、追記してごさいます。
0:05:37	平面図のところにA断面、
0:05:40	ということで緑で記載してございまして、その断面図ということで、ミイ社のところにですね断面図を追記してごさいます。
0:05:51	見ていただきますと、
0:05:53	セメント固化装置のですね上部に、
0:05:56	床と天井入りまして、
0:06:00	そこを
0:06:03	エリア3、
0:06:04	の、蓄電池を設置するエリアとして今回新たに、
0:06:08	設けたということになります。
0:06:12	はい。第3電源の説明は以上となります。
0:06:16	よろしくお願ひします。
0:06:20	はい規制庁オオツカです。はい。それでは確認に入りたいと思ひます。
0:06:25	まずコメントリストでいうと74番のところ、
0:06:30	遮断器等のところ、アノ等に該当がなかった削りましたというところで、
0:06:38	柏崎の方の頭なんですけど、
0:06:41	柏崎の頭には何が含まれるんです。
0:06:54	はい。東北電力の菅原です。
0:06:59	前回の部屋でもちょっと発言をさせていただいたんですけども、柏崎はすべて2棟が入っています。基本的には、
0:07:11	なおちょっと作り込みの考え方が異なっておりまして、遮断器がないとき、遮断器のみのときは飛んでいて、
0:07:22	例えば、電源車の操作スイッチであつたりだと、例えば弁、弁の操作であつたりとか、そういう、ガスタービンの弁とかですね。
0:07:32	そういうのがある場合には頭入れているという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	要は使い分けをするかしないかというところの違いというふうに認識をしております。はい。説明は以上になります。
0:07:45	はい。規制庁大塚です。承知しました。
0:07:47	そうしましたらちょっと、どこかにですね、
0:07:51	全部の箇所とは言わないんですけどどこかの箇所に、柏崎はどういう整理でどうつけているのかっていうのがわかるように、
0:07:58	と書いていただいてもよろしいでしょうか。
0:08:04	はい。東北電力の梅津でございます。はい。柏崎の整理について触れた記載ですねはい、了解いたしました。
0:08:16	ちなみに、今菅原の方からですね説明いたしました、東北の使い分けの仕方については、
0:08:24	先ほどご確認いただいたところ、例えば、
0:08:28	大津D s 新野さんの91 ページで言いますと、
0:08:33	括弧書きで記載しております、
0:08:48	他の機器の操作が必要な場合は等を入れ区別をしていると。
0:08:54	柏崎のことについて書いてるわけではございませんが当社の考え方ということで、考え方についてはですね、共通してこの記載を入れております。
0:09:04	規制庁大塚です。承知しました。柏崎と比べたときに何で柏崎の方はどう入ってるんだらうって疑問が後で生じるかもしれないので、柏崎の記載も、
0:09:17	10日にまとめてでいいので、お願いします。
0:09:19	東北電力名鉄了解いたしました。
0:09:25	規制庁大塚です。
0:09:27	続きまして、
0:09:29	頭をIIDS-2-2の資料で、
0:09:39	通しページで158ページのところですね。
0:09:48	交通DS2-2の、
0:09:52	158ページです。
0:09:55	今回、
0:09:58	建物の断面図の方、
0:10:01	記載していただいたんですけど、ちょっと細かい点なんですけど念のため確認で、
0:10:06	エリア3については床と天井、
0:10:09	設置しますということで、ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	床を見るとちょっと厚みがあるように見えるんですけども、
0:10:18	審査会合のときの資料でパワーポイントの方にですね、
0:10:22	設置する床の
0:10:23	高さっていう表が、
0:10:26	ありまして、OPの2万2500。
0:10:31	ミリというふうな記載があったんですけど、これは多分エリア1と3が同じ。
0:10:38	高さで表記されて、
0:10:41	単なる記憶してますけど、
0:10:43	実際には、
0:10:45	高さっていうのは、①のエリアと一緒になるんでしょうか。
0:11:01	はい、東北電力長部でございます。
0:11:04	フロアのレベルとしての表記はこのOP-2200、2万2500というところで代表で記載してございまして、それぞれの鹿庭オオツカさんが一緒おっしゃっていただいた通り、
0:11:15	衛藤エリアさんでいうと少し床のレベルが上がる形にはなってございます。
0:11:20	回答は以上でございます。
0:11:27	規制庁大塚です。だから、審査会合資料では、
0:11:30	フロアの高さを変えていたっていう整理で、
0:11:33	よろしいですか。
0:11:34	ちなみに今回の資料の中にその設置高さを
0:11:37	記載してルーしろってあるんですけど。
0:11:40	パワーポイントだけでした。
0:11:55	東北電力の梅津でございますフロアの代表の高さでしか記載をしてございまして、機器ここのレベルというのは、記載した資料はございませんでした。
0:12:07	規制庁大塚です。不動アノ代表の資料はあるんですか。
0:12:15	パワーポイント資料に入っていたような表みたいなものが入ってたんでしょうか。
0:12:29	はい。ですね。
0:12:31	こちら、IDS2-2-147ページにパワーポイントと同じ。
0:12:39	代表のフロア設置高さを記載した費用が、
0:12:45	入っております。
0:12:48	通しのページの147ページですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:51	はい。2-2-147 ページです。
0:12:56	規制庁大塚です。承知しました。
0:12:58	そして、そうしましたら、やっぱり設置高さだと設備の、
0:13:02	高さだと思ってしまうかもしれないんですけど、シマしれないので、ちょっと細かいんですけどあのフロアの高さっていうのがわかるように、セキをお願いしてもよろしいでしょうか。
0:13:16	はい。東北電力の梅津Sアノフロアの高さはわかる。
0:13:20	のように記載することを了解いたしました。
0:14:23	はい。規制庁大塚です。第3年目の方私の方からは以上ですが他に。
0:14:29	確認事項等ありますでしょうか。
0:14:36	原子炉規制庁、野元です。先ほど地下水の表現のところ、
0:14:42	確認だけなんですちょっと、
0:14:44	ここは先行もそういう書き方してるが私も先行とか局がどういう書き方してたかはちょっと調べてないんだけど、
0:14:51	Ⅱ、Dsの2の-4、
0:14:55	No。
0:14:56	比較表の10ページのところこれ新しく変えてもらったんだけど、
0:15:00	ちょっと木野が設置される重大事故等対処施設についてって書いてあるんだけどこれ主語がね、先ほど口頭で説明されたのはこれは原子炉補助建屋に該当しますよって言ったと思うんだけど、
0:15:15	これこういう書き方する、要は、単純に言えば設置される原子炉補助建屋はって書いた方がシンプルに読めるんだけど、この記載式の仕方としては、
0:15:25	こういうの建物でなくて重大事故対処施設に行って書くんですけど。
0:15:37	はい。9電力の梅津でございます。こちらの記載はですね既許可の記載に合わせた記載にしておりますので、
0:15:47	で、こういう記載にしております。
0:16:06	場所がわからないなっていうふうな感じだったんで、
0:16:10	括弧で後ろにつけるか何かしてもらってもいいのかなって気がしちゃうんですけど。
0:16:16	はい東北電力の梅津でございますはい。
0:16:19	はい格好で具体的な建屋とですねわかるように、ちょっと記載を工夫したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	はい。私から以上です。
0:16:33	平本さん、お願いします。
0:16:38	原子力規制庁の平本です。
0:16:44	はい聞こえてます。どうぞ。
0:16:49	コメントの、
0:16:51	コメントリストのナンバー76ですが、
0:16:59	資料の2-4の90、99ページ。
0:17:08	ここで、最低許容最低電圧90Vなんです、
0:17:15	柏崎は100Vになってまして、
0:17:19	この違いは、ものが違うからというふうなことが最理由には書いてありますけれども、具体的に何が違うんでしょうかということと、
0:17:31	もしかしてですけども、
0:17:37	その機器の設備の最低許容電圧、
0:17:41	2、
0:17:42	柏崎は、例えば安全係数を加えて、
0:17:46	100Vにしているとかですね、そういう余裕の考え方がもしかして、柏崎と女川違うのか。
0:17:56	それとも裸な値で100V95となのか。
0:18:01	素行はどうなのかというのを、説明してください。
0:18:10	東北電力の梅津でございます。はい。
0:18:14	この、まず女川の最低許容電圧の考え方のところですねもう少し詳しくご説明いたしますと、
0:18:23	こちらのコメントリストに書いた、
0:18:26	それぞれの最低共演圧の中で最も高い電圧をというのはこの通りであるんですが、実態としましてはKプラントのですね、系統設計仕様書、
0:18:36	の中でまず最低電圧として90Vっていうのが、
0:18:40	記載されてございます。で、実際負荷についてはその系統設計書書に書かれた設計を踏襲した上で、さらに深川で調整するということになりますので、
0:18:52	女川としてここに記載していることは、実はこの通りではあるんですけども、
0:18:58	はい。ちょっと東北電力の菅原ですが補足しますと、
0:19:05	要は本体許可、それから建設時の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:11	許可の時から変わった値にはなっていないというのは事実でございます、
0:19:20	それはプラントメーカーの総意なのかって言われると、柏崎のところは我々確認はしておりませんので、お答えはできませんけれども、
0:19:32	女川2号の設計としては標準的な設計であるということはいえるというふうに考えております。はい。説明、ちょっと答えになってないかもしれませんが説明は以上です。
0:19:46	規制庁の平本です。
0:19:48	説明理解しましたそれで、女川の、90 ボールドというのは、女川の既許可のどこかにそういう数字を書いてるんでしょうか。
0:20:03	はい。東北電力の菅原です。女川の企業カーの資料には、記載はございませんが、例えば、
0:20:16	これまで議論があった2系統目の代替蓄電池の設計の、
0:20:22	主要等にも、この社内的な資料にはなりますが、と同じ電圧値が記載されているということで、
0:20:33	基本的には同じ考え方になっているというのは、社内的には確認はしておりますタダ、まとめ資料なりに明記されているものはございません。
0:20:44	事実関係は以上です。
0:20:50	規制庁の平本です。
0:20:52	今の説明は、
0:20:56	キキョカーの頃からこの90 ボールドっていうのは、女川の中では
0:21:06	共通の設計条件であると。
0:21:08	いうことで、
0:21:11	統一されていると、いうふうに理解しましたけどそれでよろしいでしょうか。
0:21:16	はい。東北電力の菅原ですはい、ご理解の通りでございます。
0:21:28	規制庁の平間です。私から以上です。
0:21:36	規制庁秋本です確認だけなんですけど、
0:21:40	10月に特重の許可、耐圧強化ベント外すってなったじゃないですか、あれ。
0:21:47	ウワー。
0:21:49	このなんか第3電源の資料的には、耐圧強化ベントは行って容量計算しているじゃないですか。これってどうなるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:12	東北電力の菅原です
0:22:16	と電源容量の観点で言えば、なくなる方向なので、影響はございません。
0:22:24	はい。
0:22:33	そこ
0:22:34	と事務手続きの話としては、直接的に今回のところとリンクしないから今回は、今のまま、
0:22:42	そこのところは、現状の記載のまま、
0:22:45	にさせていただきますと。
0:22:47	はい。
0:22:59	すいません第3DCも特重も、期限は一緒に、
0:23:05	タイミング的には竣工時期は一緒になりますので、申請する時に台数、特重の申請を踏まえてこっちの申請内容が必要な事項については、
0:23:18	補正を加えて、修正をするっていう、そういう考え方を示していますので、
0:23:24	特需許可が出たので、まとめ資料についても、その内容を反映するというのが基本的な考え方だと思いますなんで容量的には今セガワ言った通り、よう余裕が出る方向なのでそこは構わないと思いますけど、最後のところはお化粧直しを。
0:23:42	すべきかなと思いますんで。はい。
0:23:53	は、規制庁オオツカですちょっとここ、ここで内部で打ち合わせしますので録音停止します。
0:33:13	はい。
0:33:16	はい。それでは録音の方再開します。
0:33:21	報
0:33:26	を、
0:33:26	はい、規制庁オオツカです。
0:33:32	独自を含めた特有の許可を踏まえて、一応その第3電源の容量のあり方とか、申請書のあり方については事業者の方でよく確認してください。いいですかね。
0:33:44	東北電力まで主張しました。
0:33:50	はい。規制庁大塚です。他に確認事項とありますでしょうか。
0:34:02	今日ナカハラです。資料のですね、
0:34:07	02、DS-2-2、補足説明資料ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:13	をお願いしたいと思いますそれで、
0:34:16	ページがですね。
0:34:17	207 ページ。
0:34:20	通しの 207 ページです。
0:34:28	207 ページの辺りは、
0:34:32	見直しが必要かどうかというところを表でまとめていただいているんですが、
0:34:37	今回は、ここでは第 3 電源ですから、S Aですが、第 7 条例えば全体にかかっているものですね、このですね、ちょっと記載なんですけれども、
0:34:48	まず下んの意図を確認したいのは、
0:34:51	本申請は既存設備に変更がなく、その運用に変更伴いからアノ期、
0:34:57	既許可申請書の見直しはない、必要ないと。
0:35:01	いう書き方なんですけど、
0:35:03	それは既存設備に変更はないんでしょうが、
0:35:07	新たに第 3 系統、3 系統目のものを設置するんですよと。その上で、
0:35:13	その不法な侵入の防止についてはどうなんですかと。
0:35:17	いう答えになってるのかなというところがあって、おっしゃりたいのはおそらく、この防止のための設計方針は、
0:35:25	第 3 電源が加わっても変わるものではないから、
0:35:29	既許可の申請の、
0:35:31	そのに対しての変更はないんですよということを、
0:35:34	おっしゃりたいん。
0:35:36	ていうか記載してるつもりでしょうかそこはまずか。
0:35:48	はい。東北電力の菅原です。
0:35:57	ですね、何と説明していいかあれなんですけど第 3 電源を設置しても、
0:36:04	不法な侵入等の防 C に関わる節 B 自体に影響がないので、
0:36:14	当然運用も変更がないので、
0:36:19	キクカワ申請の見直しは行わない、記載している通りであるんですけれども例えば新しい建屋に建てるとか、新たなあ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:31	何かエリアを作って設置するとかであればあれなんですけれども基本的には管理されたエリア、エリアの中に作るので、影響はありませんということを書いて、
0:36:42	している、います。はい。以上でサトウです
0:36:46	んす。同じことを言うことになるとは思いますけど、この第三次医師を設置するために、新たに建屋に、その外、
0:36:56	外と繋がると、扉とかですね、わあ、搬入施工、もうマンドアも含めてずつですけどそういったものを作るってことはしません。
0:37:06	もちろん工事の関係で、
0:37:09	何かしらの開口一時的に設けてコンクリートを流すとかそういうことはあるかもしれないですけど中原さんおっしゃるように、基本的に不法的不法侵入に対する設計方針自体は全く変わりませんし、
0:37:22	何かそういう手順や運用を変えるような、設備変更、構造変更は生じませんっていう、そういうことを書いてます。
0:37:32	規制庁の仲です。
0:37:33	多分、考えてらっしゃること言いたいことは理解してるんですが、この文字ざーだけを見るとですね、第3電源はどこに置こうかどう置く方をしようかわからないけれど、既存のものは変わりませんとだけしか言っていないような気がしていて、
0:37:47	例えば不法の進入のためのところに第3電源を置くために、
0:37:51	それが今度は
0:37:53	指標になるとか開けるとか、というようなことが、
0:37:57	屁理屈的に考えれば、あるのかなというふうに思いましたので、
0:38:01	ここの表現のところをもう少し、
0:38:06	しっかり、
0:38:07	書いてその理由を書かないとということとあわせてですね。
0:38:11	あわせて、
0:38:13	11条も同様なんですね。
0:38:15	この第3系統を置いたことによって、非安全アノ、要するに通路がですね、ふさがれるのかふさがれないのかという観点に思うとしたときに、なかなか、
0:38:26	ダイレクトにここの理由で読み取れないなという気がしました。
0:38:31	さ東京電力サトウですわかりました運用とか管理、そういった観点で支障がないんだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	いうところを含めてですね少し網羅的にそこはカバーできるような記載にちょっと修正加えたいと思います。
0:38:47	ですから、
0:38:48	おそらく
0:38:51	キーとなるのは、財産システムを設置しても的なニュアンスが入ればと思うんですね。
0:38:57	ここ第3系統のことはともかくというような感じの書き方になってると思うんです。それでですね、以上で私のコメントありますが、ただ、合わせてですね。
0:39:07	今湖の跡で行われる固化設備、
0:39:10	のこの表についてはですね、ご担当の方が違うのか、書き方が変わっています。
0:39:16	ただ、基本的な例えば、7と、
0:39:20	11なんかピンポイントで見てもあれなんですけど、多少それは設備が違うから書き方は変わるかもしれませんが、
0:39:27	こういう理由だから、ここはさわらなくていいんだよという書き方が、基本的な部分は同じになるはずだと思っているので、ちょっとあの、
0:39:36	この第3電源とか設備の、この、この星星取表といいますか、この部分については、
0:39:42	必要があればまた見直すなりの検討をお願いします。私は以上です。
0:39:52	はい。規制庁大塚です。ご確認事項と、
0:39:56	よろしいでしょうか。
0:39:59	はい。それでは第3電源の方の確認は以上になります。
0:40:04	東北の木村ですが技術的能力、第3電源の技術的能力側も少し
0:40:10	ありますので、3シリーズですね。はい。
0:40:22	東北電力の飯塚です。
0:40:24	技術的能力側のコメントにつきまして回答させていただきます。
0:40:30	とコメントリストですけども大津Dsの中の、
0:40:34	一井です。19分の16ページ。
0:40:39	はい、19分の16ページのエとNo.の79番をお願いいたします。
0:40:58	はい。ナンバー79番です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:01	こちらですけれども、介護用のパワーポイントでのご指摘でしたけれども、それについて1. 14とアノを通じ3-4の方に反映再理由として反映してございます。
0:41:15	ツジS3-4の211ページを、
0:41:19	お願いいたします比較表ですね3-4の比較表です。
0:41:29	はい。衛藤。
0:41:31	2113の211ページ。
0:41:35	ですけれども、
0:41:39	この第3系統目ですね、対応フローチャートということで、1-71-8図のところで125V系統と250V系統のフロー図がございました。
0:41:52	まず、125V系統図についての
0:41:57	差異については、211ページに今裁量として記載させていただいております。
0:42:02	先行電力さんの3系統目の電源設備の使用可否判断というところが、
0:42:08	記載があったんですけれども、女川につきましても、蓄電池電圧を確認することで、使用判断、使用可否ですね判断するとすると、
0:42:18	ということにしてございまして、衛藤運用の差異はないというふうに考えてございます。
0:42:24	こちらについてはですね、まとめ資料、
0:42:28	N〇を、
0:42:29	同じく比較表の、
0:42:32	3-4の、
0:42:34	ページの118をご覧ください。
0:42:49	はい。118ページでございます。
0:42:54	今回一番右の、
0:42:57	民間2番目の欄ですねへの変更した箇所にはグレーのハッチングをかけてございますけれども、
0:43:03	その中で、
0:43:06	イトウ02と、グリーンですね枠囲み。
0:43:10	です、上の丸になりますけれども、
0:43:14	第3直流電源の設備用の125V代替充電器盤の知久地区、蓄電池電圧ということで、第3バッテリーの電圧が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:26	あるということを確認する計器があります。こちらを確認するというようにしてございまして使用可否は、判断するというようにしてございます。
0:43:38	1 ページに、
0:43:39	お戻りください。
0:43:47	江藤。同じく先行電力さんで、経過時間によらず、蓄電池を切り替えるというような注釈がございましたけども、211 ページ、ちょっと字が小さいんですけども、
0:43:59	一番左のところをですね、中注釈というところでもありますけども、二つ目の先行電力さんの二つ目の注釈。
0:44:10	及び当社の注釈に同様なことが書いているというふうに認識してございますのでこちらについても、特に
0:44:19	差異はないというふうな記載になってございます。
0:44:24	最後ですけども 250V の系統図につきましては、当社独自の記載ということになってますのでこちらは、
0:44:32	そのような差異ということで、
0:44:34	ご回答いたします。79 番については以上です。
0:44:40	続きまして 80 番ですね、19 分の 17。
0:44:44	ナンバー 80 をお願いいたします。
0:44:50	可搬型代替地球電源設備の主要判断による差異というところで、
0:44:55	資料につきましては、大津 D s
0:44:58	3-3。
0:45:00	3-3 比較表の
0:45:02	11 ページをお願いいたします。
0:45:19	はい。3-3 の 11 ページでございます。
0:45:22	こちらですけども、今回アノし、記載を皆をさしていただいております。
0:45:28	回答を内容に記載してございますが、
0:45:31	125V 代替蓄電池の当社の方ですが、
0:45:37	電圧が放電総最低値を下回る可能性がある場合には、第 3 電源の使用判断を行うということで、第 3 電源の仕様を使うというところの記載をですね、
0:45:49	この赤枠内、
0:45:51	可搬型の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	電源設備を用いるというところの記載がこの箇条書きなんですけどもそこに追加して、第3電源の記載も当社記載してございまして、そこでちょっと混乱を招いてしまっておりました。
0:46:08	ですので、適切な箇所にですね1. 14と書いてありますので、ここではその記載を削除しまして、
0:46:15	先行電力さんと差異がないような記載に修正をしております。
0:46:22	80番については以上となります。
0:46:25	あと最後さ、81番となります。
0:46:31	こちらは同じく、あ、すいません資料借りましても、戻りまして、
0:46:36	大津DS3-4。
0:46:39	3-4の
0:46:41	58ページをお願いいたします。
0:46:59	はい。藤さんの4の58ページになります。
0:47:03	こっち、ここではですね記載の差異理由で記載の、
0:47:08	表現の相違ということで書かせていただいたんですけども、
0:47:12	その記載については適切でなかったということで確認いたしましたので、赤々でですね、修正をかけています。ここは黄色く色をつけてございますけども、
0:47:23	運用の相違というところで、採用を記載しております。
0:47:28	所内常設常設蓄電池式直流電源設備による給電ができずというところで、
0:47:34	差異を赤くしてございますけども、ここにつきましては、
0:47:39	柏崎さんは、
0:47:40	S n2系統目が可搬型の電源車と、
0:47:44	ということで、蓄電池を含まないものですので、SA1系統目でRmのを直流125Vの蓄電池から、
0:47:54	生産系統目の蓄電池に切り替えると。
0:47:57	というような運用となっております。ですけど女川はですね、1系統目から2系統目の代替場定義がございまして、
0:48:09	1系統目から逃げ、2点目の2系統目のバッテン切り換え、
0:48:13	るんですけども、それがさらにできない場合に3系統目に切り替えるというところで、2系統目があるかないかというところは違いがあつて、こちら、
0:48:22	差異があるというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:25	記載を追加しております。
0:48:30	はい、衛藤コメント回答についてなります。
0:48:36	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入ります。確認事項等ある方いらっしゃいますか。
0:48:52	はい。
0:49:03	はい、すみません東北電力の富樫です。No.81 井のコメント回答ですけどもご指摘いただいた内容としては、比較表を I I D S 3-4、
0:49:17	この 58 ページから 59 ページ。
0:49:22	現在のページで言うと 60 ページまでですね。
0:49:26	にわたって実際は
0:49:30	運用の相違であったり設計の相違であるのにもかかわらず、記載表現の相違というふうに、
0:49:37	記載をしていたところ、前回のヒアリングで、詳細な中身を説明させていただいて、それが記載表現の相違というのは少し、
0:49:49	違うのではないかというご指摘をいただいたので、改めて中身というか、比較表の差異理由の記載の仕方を今回、
0:50:01	見直して適正化したというものになっております。
0:50:05	なので従前からご説明している内容が変わるものではなくて、記載の表現の相違と、
0:50:12	差異理由で記載していたところを拡充して詳細に今回記載させていただいたということになっております。説明以上です。
0:50:46	はい。すみませんもう一度、
0:50:50	運用のそういうところをご説明させてください。
0:50:54	ですね。
0:50:56	柏崎さんの
0:51:00	左側にですね、アノつ緑色で書いてあります蓄電池については、
0:51:08	使えなくなった場合に、切り替えるということでございます。それは 1 系統目から 3K と見切り換えていると、というような表記になります。
0:51:18	ですけども、女川につきましては、
0:51:21	所内常設蓄電池式の直流電源設備が一つと、そのあとに、
0:51:27	あります 125V 代替蓄電池、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:30	二つ目と、これが1系統目と2系統目になってまして、こちらの両方とも使えない場合に、3系統目に切り替えるというような手順になってますので、一つ大井文庫のような
0:51:41	何でしょう。
0:51:43	記載が当社の方がちょっと記載が多いというところが発生しているということの違いを説明したかったものでございますすいません。以上です。
0:52:00	規制庁宮元です。ちょっと大分前の話なんで私も
0:52:04	ちょっと記憶が定か何も申し上げないで今1系統目に受けとめ3系統目もあって、女川の場合は1系統目があって2系止めがあるので、その次に3系統目っていう書き方になってますよと。
0:52:16	で、柏崎に関しては1系統目通す。
0:52:20	これ、2系統目んなない可搬型の電源車になってますので、バツてではないので、そういうことで、要は常設常設優先なので、常設の
0:52:31	間はそのあとなので、どっちここで記載されるのが、3系統目の常設ガウン前にきてるってそういうことね。
0:52:40	はい、理解しました。はい。
0:52:46	はい、ほかに学園事項等ありますでしょうか。
0:53:00	規制庁のアマノですけど
0:53:04	今のあれですか、これは、
0:53:08	59 ページですかね、59 ページのところは、
0:53:13	女川 125V と、
0:53:17	255 にとってこれ先行と設備、
0:53:20	設備構成の相違ですと、その上で、
0:53:24	書き方が先行と違っているんだけどもさっき言ったように
0:53:30	備考欄に書いてあるように、蓄電池、可搬電源車ですかね。
0:53:35	制限シャーがあるなしとか、
0:53:38	その辺りでちょっと書きぶりが違う。違うっていう、ご説明だと思えます。
0:53:44	一応念のための確認ですけど、ここのあれですか
0:53:52	59 ページでいう 125V の方だと。
0:53:56	SBO 後、主
0:54:01	1 系統目の給電ができず、
0:54:05	2、2 と 2 系統目が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:09	再生最低値を下回る可能性がある場合って一応、
0:54:12	条件が二つあるように見えるんですけど、
0:54:17	それはあれですかね判断のときは、
0:54:22	そこは先行と実質変わらないっていうりかいい。
0:54:27	でいいんですか
0:54:28	何かその条件が、
0:54:32	二つ。
0:54:35	二つあって、
0:54:37	判断が遅れるっていうようなことはないっていうことでいいんですかね。
0:54:43	はい。東北電力の飯塚です。
0:54:45	今おっしゃられましたように、条件が二つということでして、一つ目が所内常設蓄電池式直流電源設備による給電ができないというところの条件。
0:54:59	ですけどもこちらに2A2Bというバッテリーがございまして、これがなくなると、自動でバッテリーからこれから給電されるんですけども、これがなくなると、TBDと直流喪失の状態になります。
0:55:12	これがアノないということであると、SAのバッテリーであります。2系統目の125V代替蓄電池によって給電をすると。
0:55:21	というような私たちの手順になってまして、それが使えない場合にさらに、第3バッテリーを今回
0:55:29	使うというような手順を用いたことニッタ作ったということでございます。
0:55:35	はい
0:55:40	はい、東北電力の菅原です。若干設備の違いを補足させていただきます。
0:55:48	柏崎の1系統名については、ここの、
0:55:55	58 ページの手順のところにあるようにAM用125V蓄電池っていうのは1系統目に該当します。
0:56:06	なので、2系統名に蓄電池は存在しません。
0:56:10	一方女川の場合は1系統目が、この所内常設直流電源設備であって、2系統目に第125V代替蓄電池っていうのがあるので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:22	何でしょう、ワンステップ余分に蓄電池を持っているというふうに、ご理解いただければいいのかなというふうに思います。この構成は、
0:56:32	東海第2と行こミギタのような構成になっていて、
0:56:39	柏崎と島根は要は車、所内常設の一部1系統目の蓄電池の機能喪失を考えているということであって、
0:56:48	その本田伊井のときの、
0:56:51	設備設計の相違があるというのはご認識いただければというふうに思います。はい。説明は以上です。
0:57:03	規制庁の天田です。設備構成の違いはわかってますKKが、
0:57:08	第2系統目が電源車です。その差異があるのはわかっていて、
0:57:14	衛藤マエネの多賀確認したかったのは手順着手の判断基準として、
0:57:22	二段階になっている条件が要は二つ書いてあるってというのは、
0:57:27	それは、さっき設備構成がとうにと同じっていうことでしたけど、
0:57:31	そこは着手の判断として、
0:57:35	先行と同じであって遅れる要素はないっていうそういう理解でいいのかっていうそ、その確認をちょっと、
0:57:43	はい。東北電力ニイツカセアノオク遅れる要素はございませんで、1系統目が駄目なときは2、1系統では使えないというのが2系統目の着手の判断になってございます。
0:57:53	ですので2系統目が使えないっていう、実質的に透明に系統が使えなくなった場合に3系統目を使うということであって
0:58:01	遅れはなくてですね、センコーさんと同じ判断というふうに考えてます。以上です。
0:58:09	はい。規制庁の天田です。
0:58:13	そこはあれですかねそ。
0:58:16	す。
0:58:18	それぞれあれですか。さっき景気の話ありましたけど、1系統目が給電できなかったっていうことを、
0:58:28	計器で計器で確認して、
0:58:30	2系統目の、
0:58:32	給電の手順に着手するっていうそういうことです。はい、おっしゃる通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:40	とですね。
0:58:56	すいません、2系統目の、
0:59:02	手順については54ページ55ページに書いてございまして、
0:59:09	3-4のよ、54ページにですねbポツ、
0:59:13	常設代替直流電源設備による給電ということで、これは2系統目の
0:59:19	手順になってございます。
0:59:20	1系統目が使えない場合に、この2系統目を使うというところで、括弧Aの判断基準ですね。
0:59:29	こちらで全交流電源喪失後、所内常設蓄電池式直流電源設備による給電ができない場合というところで、1系統も使いながらこちらを着手するという事になってまして、
0:59:40	3系統目では、この2系統目が使えない場合に、
0:59:43	着手するという事になっているので、ちょっと1系統目がつけ使えないということを詳しく補足したちょっと記載をしていたと、というような
0:59:52	はい、意味合いでございます。以上です。
0:59:56	はい。規制庁野間です。わかりました。ちょっと確認したいと思います。それで、
1:00:01	もう1点は、
1:00:05	IIDS3-4の211ページで、
1:00:09	これは、
1:00:13	あれかな。
1:00:14	79番のコメントに、
1:00:17	対するコメント回答ですけど、
1:00:21	これのここ、※ですかね※が、今回125Vは、※が書いてあるんですけど、
1:00:28	250Vのフカワは、
1:00:32	さっきの34、3-4の、
1:00:36	60ページが人にもですね、
1:00:40	蓄電池の電圧の方で電圧の最低値を下回る可能性がある場合って、待てずに、手順着手の判断基準を書いてあるんですけど、
1:00:49	こっちの方はフローで※が打ってないんですけど、この125Vとの違いを説明していただけますか。
1:01:02	はい。東北電力の富樫です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:10	はい。
1:01:12	今ほどご指摘いただきましたフロー図の※書きの記載の有無ということですが、フロー上はですね 250V の蓄電池のところも電圧、蓄電池電圧が最低、
1:01:27	失礼しました、250 の蓄電池電圧が放電であると最低値を下回る可能性があるかということでイエスノーの分岐を設けておりますけども、
1:01:38	ご指摘の通りそこに※書きで、
1:01:43	経過時間によらず蓄電池を切り替えるという記載は 250 ニワしておりませんでしたので、こちらは 250 も同様に、※書きを追記することで対応したいと思います。以上です。
1:01:58	はい。規制庁の濱田です。わかりました私から以上です。
1:02:04	はい。規制庁大塚です。他確認事項等よろしければ、
1:02:10	これで第 3 電源のほうは終了したいと思います。
1:02:15	ではここで一旦休憩としまして、10 分間の休憩をとりたいと思います。
1:02:18	はい規制庁オオツカですそれではヒアリングの方を再開します。次の説明をお願いします。
1:02:23	はい。東北電力の木村でございます。
1:02:25	ここからは添付書類 3 と添付書類 11 についてご説明させていただきます。
1:02:30	コメン等リストなんですけど、先ほどの I I D S の中の 1 の資料の一番後ろのページです。一番後ろの、
1:02:41	冊子の一番後ろのページ、
1:02:44	のですね、ナンバー 129 から 131 についてご説明いたします。まず、添付書類 3 から、
1:02:51	説明いたします。
1:02:53	はい。東北電力の梅津でございます。それでは添付書類 3 ですが、資料を I I D S 5-1。
1:03:02	この紙をご覧ください。
1:03:06	3 ページになります。
1:03:11	ついていたコメントがですね、
1:03:15	工事資金のところにも前回米印があったんですけども、
1:03:20	今回こちらを削除いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:23	不要なため削除いたしました。この米印なのですが、今回添付書類 3 を作るに当たりまして、特重の資料をベースに変更して作っていたんですけども、
1:03:36	ちょっと特重のときにはこの工事資金のところに注釈をつけてですね耐圧強化ベント撤去工事を含むというような記載がしております、ちょっとその記載が、
1:03:47	米印のところだけ残っていたというものでございましたので、第 3 例示としては記載としては不要でございますので今回削除しております。以上でございます。
1:03:58	合わせて添付書類 11 号説明させていただきます。
1:04:02	ナンバーが 130 番です。
1:04:05	資料はですね、ちょっと
1:04:07	大津図 8-2 です。8-2 の比較表をご覧くださいませ。
1:04:16	8-2 の比較表のページは 4 ページです。
1:04:22	4 ページのところなのですが、真ん中はちょい上にですね 3.3.3。
1:04:28	設計における変更というところ。
1:04:31	ここ組織の長は設計の変更が必要となった場合っていうところなのですが、もともと前回のヒアリングではこのなお書きのなお、本申請において上記による活動を実施したという記載を記載しませんでした、
1:04:45	事実上 D C L I によりまして、電源の負荷を増するという変更してございますので、その活動を実施しているということもございまして、なお書きを追記してございます。
1:04:56	それが 1 点目です。
1:04:58	もう 1 点目、
1:04:59	ナンバー 131 ですが、
1:05:01	と同じくこの比較表 8-2 の比較表の
1:05:06	ページが 7 スライド目 7 ページ目です。
1:05:10	7 ページ目の下から四つ目のところです。4.5.4 の、
1:05:15	使用前事業者検査の実施というところの、日本語、主語の関係とか少しわかりづらい日本語でしたので、右側の赤い字のようですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:25	検査実施責任者は、検査要領書を制定し、検査体制を確立して使用前事業者検査を実施するという記載に修正してございます。あと添付書類 3、11、説明は以上になります。
1:05:42	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。
1:05:47	テンプさんと先方、添付 11 について何か確認事項等ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:06:37	確認ですけれども、
1:06:44	添付 11 の方の、
1:06:48	5、
1:06:49	ページかな。
1:06:51	4 ページは、実績があったので、加えましたおかげで加えましたと。
1:06:57	供給者に対する品質監査は、
1:07:01	今回やってないんでしたっけ。
1:07:07	はい。東北電力の平澤でございます。現状、今ですね、やっておりません。
1:07:13	以上です。
1:07:16	これやる場合でやってない場合の違いって、特重後というところが違うんでしたっけ。
1:07:23	はい。東北電力の平澤でございます。メーカーによってはですね、初めてやる場合、特重の場合はちょっと三菱さんだったんですけど、その辺で供給者監査やると。
1:07:36	いうルールにしております。あと定期的にやるものがありまして 3 年に 1 回とか 5 年に 1 回というところなんですけど、今回のところではですね、どちらにもはまっておりませんので今のところですね、
1:07:50	申請から現在までは、供給者監査はやっておりません。また今後もし今年度中はやる予定はございません。以上です。
1:08:00	はい、ありがとうございます。それと、7 ページのところの、
1:08:05	表現だけですけれども、
1:08:10	4.5 と 4 のところに、
1:08:18	これ検査実施責任者には書いてますけど、
1:08:23	あそこ計算ミイが初めに来てたのを、
1:08:26	毎年炉変えたってそういうことですかねこれね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:31	はい。東北電力の平澤でございます。今まではですね使用前事業者検査は、最後にまた使用前事業者検査を実施するという、使用前事業者検査が重複していたと。
1:08:43	ということが特重の時にありまして、こっから1回後のですね使用前事業者検査を実施するところ、続いたんですが、ちょっとこの後がですね、検査実施、使用前事業者検査は、掲載要領書のでて、
1:08:58	出て終わってですね、多分日本語がおかしいですねっての前回コメントされましたので、今回はきちんとですね設置校に今独自の方の設置行為をやっているんですが、そちらの文章と合わせてですね、
1:09:10	きちんと手法、検査実施責任者というふうにして、このように文言を変えた次第でございます。以上です。
1:09:18	宮本です。わかりました。それでですねちょっと書いたのはいいんですけど、この検査実施責任者っていうところが、
1:09:25	その前のところどこが出てきてるんですけど。
1:09:31	はい。東北電力の平川でございます。ここで初めて出てくる言葉になります。
1:09:42	アベです初めて出てくる場合っていうのを、は、
1:09:48	N〇とミヤモト助どう要はここ
1:09:54	説明もなくいきなり検査実施責任者はっていう主語が出てきててこの週検査実施責任者は、
1:10:01	どういう方なのかっていうのがちょっとよくわからないんですけど、
1:10:05	例えば4.5. 2 っていうなると検査を主管する組織の長はとかね。
1:10:10	ていう表現になっていてこの表現っていうのは多分テングウとかそういうところから、ある程度、
1:10:18	整理されてきたと思うんだけど、ここは、
1:10:22	あれですかね先行例えば他社でもこういう決算時検査実績ニツタって多分あると思うんだけど、この記載っていうのは同じような記載になってるんですけど。
1:10:34	東北電力平澤でございます。実はですね他社さんのところは、逆にそう昔の使用前事業者検査は、検査要領書を作成し、検査体制をバックにして次、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:48	必要事業者検査を実施するという文言になってるものがほとんどでございました。
1:10:53	今回改めてちょっと実はそこも悩みどころで初めて検査実施責任者という言葉が出てくるので、ちょっと悩んだんですけども、
1:11:03	基本的に集合地区としては基本的にはその後設置公認とかのところでは市検査実施責任者ということオダ使っておりましたので、それをそのまま使った次第でございます。
1:11:16	以上です。
1:11:23	はい。ちょっとまず、
1:12:22	ですねちょっと私的には検査実績イシコ始めてくるっていうのはやっぱりちょっといまいちよくないような気がします説明もないところがあって、
1:12:34	例えば4.5. 2かな、検査を主管する組織の長はとか、
1:12:44	次の4.5 祭祀検査を取りまとめる主管する組織の長はとかね。
1:12:51	こういう表現になって、
1:12:53	いるところに検査実績にしたっていう言葉、検査実績者って結局何になるんですかね。
1:13:03	ここで言いますと、検査の取りまとめとか、その辺の主幹となるものではなくて、基本的に検査、使用前事業者検査定時性期事業者検査も然りなんですけど、
1:13:15	検査の独立性という観点で、こちらは建設実績者というのは、総括責任者いわゆる女川で言えば所長の指名の上でやるものでございます。
1:13:27	実施イトウシマする、しますと、基本的に先ほど言ったように検査を主管する組織の頭ではなくて、
1:13:34	やっぱり実施するとなると検査実績、手法としていうのであれば検査実績者ということになってしまったので、ちょっと私もちょっとそこを宮尾さんがおっしゃる通りですね。
1:13:44	初めてそれで悩んだところもあって、なければ前のようにですねやっぱり使用前事業者検査はっていう主語にして、ちょっと文言がちょっと、
1:13:54	わかりづらいというわけじゃないですけど、前回は検査の要領書の制定って言ってそこで止まってしまったので、それも言われたところがありますので、もしあれであれば他社等さんと同様に主語は使用前事業者検査ということにして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:10	戻すということも、ちょっと考えてみたいと思います。
1:14:17	はいわかりましたちょっとちょっと検討してください私の方は以上です。
1:14:24	すいません東北電力の佐藤ですけど、
1:14:28	大津DS8-2の11ページに適合性確認に関する体制だって、今宮本さんおっしゃった、00を主管する調和とかってというのは、
1:14:41	すべてがこういう体制と全部紐づいています。で、今ご指摘のあった検査実施責任者っていうのは実はこの体制の中には入っていない。
1:14:52	です。
1:14:53	さらにその前のページにも、体制表っていうのがあって、設計とか調達、これを主管する組織ってどこですかと。
1:15:04	なのでそれぞれの設計は、長といえば誰かっていうのはここでもう明確になっていくってことではあるんですけど今の検査実施責任者っていうのは、
1:15:14	こういったす整理というかですね。11の中で、20日、それが誰を指すのかとかどういう体制のもと、存在しているのかっていうところに今入ってないと。
1:15:27	いうところがあります。なんで今、平澤申し上げましたけど、
1:15:31	これ、今の直しは、ちょっとそういう観点からいってもよろしくないかと、すいませんもう1回ちゃんと見て、適切に修正をしたいと思います。
1:15:46	はい宮ですけどよろしくお願いします。
1:15:54	はい。他は、確認事項等よろしいでしょうか。
1:16:04	はい、それではこれで。3とテンジュウ1は、終了したいと思います。
1:16:09	では次の説明をお願いします。
1:16:39	はい。東北電力の吉川ですよろしく申し上げますそれではですね、
1:16:43	回答整理表ですね、資料の中の1のナンバーの、
1:16:50	82番83番通し番号で17ページ目になってございます。
1:16:56	82番と83番につきましては、変更理由の適正化というところで、
1:17:04	前回の審査会合、12月7日の審査会合で
1:17:09	修正案の方を説明しております。
1:17:12	82番と83番は以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:17	続きまして 84 番ですが、条文適合性についての、先行例等の比較を示して考え方を整理してございます。
1:17:29	資料はですね、大津 D s の 4-3。
1:17:33	別添をつけてございますので、
1:17:37	最後の方の、
1:17:41	56 ページの次のページからですね別添で資料添付してございます説明アノシミズに変えます。
1:17:51	東北電力の清水でございます。
1:17:54	それではですね、東海 2 号機との差異についてご説明したいと思います。まず、主語の考え方といったところで最初に記載しておりますが、東海 2 号機の主原料装置の申請においては、
1:18:06	適合性の説明において、安全機能論じる場合の主語がですね、
1:18:10	圧縮減容装置を含む国家、
1:18:13	固体廃棄物処理系としているの。
1:18:16	ですが一方ですね、女川 2 号機の今回の家財の変更等に係る申請においては、セメント固化し固化装置としておりますといったところでこの四、五の考え方についてまず、
1:18:27	説明いたします。当会の周辺予想地においてはですね、12 条の安全機能に応じた設備分類に当てはまり記載とはしてないことから、
1:18:37	安全機能について、基準適合性を説明する際には、四、五、周辺一つ単体ではなく設備分類上明確にされている。
1:18:45	固体廃棄物処理系に紐づけて説明すると整理していますということで、先ほど話しましたように国家周辺用装置を含む固体廃棄物処理系と集合してございます。
1:18:56	一方女川 2 号機の場合はですね、12 条の説明において、安全機能に応じた設備分類においてですね、他装置を明確に P S 3 と分類しており、
1:19:07	適合性説明に採取をですね、答え廃棄物処理系とする。
1:19:11	と、本変更に関連しない施設サイトバンカ等を含むことになるため、安全機能についてイノウエ説明する選手をセメント隠し固化装置としてございます。
1:19:22	そこまで S D S - 4 - 1 の 27 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:42	ですね安全上の機能別重要度分類の表になってございまして、そのうちP S 3のですね、放射性廃棄物の貯蔵機能の部分におきまして、
1:19:56	7ページとなります。
1:19:59	そこに表がありまして機能別重要度分類表が載っております。
1:20:04	そのうちP S 3のですね、放射性物質の貯蔵機能のところですね、固体廃棄物処理系マーケセメントコガ試験公開装置と、こちら明確になっておりますので、先ほど、
1:20:16	申しました通り、仕事いたしました、セメント化し、コガ装置としているといったところになります。
1:20:24	それではS D S 4-3に戻っていただきまして、
1:20:28	また、先ほどの次、
1:20:31	個別条文の説明。
1:20:33	になります。まず3条ですけれども、こちら設置基準施設の地盤といったところで、こちら2号機は適用対象外等にかが適用対象としております。
1:20:43	二本木に女川2号機におきましては、当該条文は、
1:20:48	設置許可基準の安全性全般を支持する地盤を設ける要求であり、既許可で原子炉建屋の適合性を説明しております原子炉建屋に設置された固化設備の適合性も、
1:20:59	そこで説明していると。
1:21:01	固化材の変更によりプラスチックからセメント固化にリプレイ I I してもですね、固化設備の設置場所は原子炉建屋内の放射性廃棄物処理エリア。
1:21:12	変更はなく国家設備の
1:21:14	許可適合性には影響がないとしております。
1:21:17	またですね、振興部二相への彫像及び1号の共用廃止については設備プロセス、
1:21:24	その廃止削除であれば本条が適用対象外といったところを踏まえまして、確認フローの方においてですね、
1:21:32	既許可基準適合性影響を与えないことは明らかであるとしまして適用対象外としてございます。
1:21:40	東海2号の圧縮減容装置につきましては、2の圧縮減容装置は新規設置の設備であるため、適合性を新たに説明する必要があり、セキ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:50	適用の対象と整理していると考えられます。
1:21:54	続きまして、ページめくっていただきまして四条の説明したいと思います。
1:22:01	で、四条のほうにつきましては、女川2号をですね、東海第2の方で、両方とも適用としておりまして大きな差異はないことから、詳細な説明が、
1:22:11	ちょっと省かせていただきます。
1:22:14	次のページいきまして、別添の3ページ、第五条、津波による損傷の防止の、
1:22:21	項目になります。
1:22:22	こちらにつきましては、女川2号については適用対象外で東海林がいざ適用対象となっておりまして、
1:22:30	こちらの条文につきましてはですね、
1:22:32	設計基準対象施設全般を基準津波に対して安全機能を確保する要求であり、
1:22:37	評価では固化設備を含めた適合性を説明しているといったところで、
1:22:42	こちらですね、プラスチック固化機からセメント化学式にリプレースした際にも、
1:22:47	設置場所については原子炉建屋内の放射性廃棄物処理エリアで変更はなく、仮設備的評価の適合性に影響がないと。
1:22:55	いったところ、
1:22:56	ですね、等、
1:22:58	人口分布のプロセスの変更であるとか供用廃止についても、設備プロセスの削除であるため、本部長が適用、
1:23:05	確認の対象外であるといったところでこちらの方にも、
1:23:09	確認、
1:23:10	既許可の基準適合性に影響がないことが明らかであると判断してございます。
1:23:15	東海2号機の方こちら対象にしている理由としては、こちらについては、周辺諸装置が新規。
1:23:22	設置設備であるため、適合性を新たに説明する必要があり、対象としていて考えてございます。
1:23:30	続きまして別添の4ページ次のページっていただきまして、
1:23:34	第6条の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:35	外部からの衝撃による損傷の防止の方でございます。こちらにつきましては女川2号については、適用対象外東海に大きな適用対象と。
1:23:46	対日されております。こちらにつきましては、安全施設全般を外部事象に対し安全機能を確保する要求であり、評価では国家設備を含めた適合性を説明しております。
1:23:57	こちらにつきましても、プラスチックから今回セメント固化式にリプレースをしたことによっても、原子炉建屋内の廃棄物処理エリアに、
1:24:06	設置箇所は変更なく、まず、基準適合性をかけて、基準適合性に影響がないと。
1:24:12	話してございます。
1:24:14	所です。阿藤。この五条と一緒になんですけども、
1:24:18	人口部員層へのプロセスの削除とあと共用廃止についても、本条文の適合確認対象外としておりますといったところで、6条についても、
1:24:28	評価の基準適合性に影響を与えないことが明らかであるとして、適用対象外としてございます。
1:24:35	衛藤2の適用対象の理由につきましては、補助と一緒にですが、新規に設置された設備であるといったことで、適用対象と整理しているものと考えてございます。
1:24:47	次、別添の5ページ、8条ですね、火災による損傷の防止の項目になります。
1:24:54	こちらにつきましては女川2号、東海第2とも適用対象としてございます。ちょっと大きな違いといたしまして、別添の次のページ6ページ目見ていただきますと、
1:25:05	今回、第2におきましては、火災の件、影響軽減のための対策といったものがあるんですけども、長野の今回の申請には本適合性について記載されておられません。
1:25:17	その理由についてですね、別添の5ページちょっと前のページ戻って申し訳ないんですけども、その吹き出しのところに理由を書いてございます。
1:25:26	この吹き出しのところですが、女川2号は不燃性材料を使用した構成とすることで、火災の影響軽減措置を不要としていると。
1:25:36	そういったところで国家系は安全機能の放射性物質閉じ込め、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:40	機能があるものの、火災で機能喪失する設備はないと、期間段階から整理されておりまして、火災軽減の措置は入れていませんといったところでは、
1:25:51	火災発生防止のところですね、(1)の火災発生防止のところに、他の安全施設のあるR/B原子炉建屋の同一火災区域内に、
1:26:01	降下設備が設置されるため火災発生を防止する上で、不燃材的は必須と考えておりま(1)不燃材の記載を入れているといったところの、
1:26:10	差異がございます。説明です。
1:26:14	続きまして別添の7ページ、9条に関する、水による損傷の防止等、
1:26:20	わかるところでございます。こちらにつきましては、
1:26:23	女川2号体と海田委員とも適用対象としてございまして、
1:26:28	ちょっと違いがあるものとしては、女川2号の今回のセメント可視化装置については前水源となり得るといったところで、そのような、例えば、
1:26:37	第1号であれば、
1:26:39	発電用原子炉施設内における溢水として、
1:26:44	発電機が設置された出資、廃樹脂脱水装置等の破損を考慮し、
1:26:49	セキ等を設置したの安全施設の安全性を損なう、安全機能を損なわない設計をするといったような固化設備が水源となった時の基準適用性について記載が、
1:27:00	してございます。
1:27:01	まさにございます。
1:27:04	続きまして別の8ページ。
1:27:07	なります。
1:27:08	こちら誤操作の防止といったところで、こちらにつきましては、
1:27:13	女川2号、東海第2とも適用対象としておりまして、
1:27:18	7が2号につきましては、東海大の方が1項2項、それぞれ分けて書いてるものを、イシコ2コウについてということでまとめて書いておりまして、たいな。
1:27:28	東海大の方で書かれている第2項についてといった条文につきましては、評価の場合カトウ事象や設計基準事項に対応するための操作に対する記載で、
1:27:40	あるといったことからですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:44	あえて分けて書かずにまとめてここは書いて、
1:27:46	誤操作防止といったところで、第2項、1項にまとめてですね、こちらについては記載していると。
1:27:54	いったところになってございます。
1:27:58	続きまして、別添の9ページの部分です。
1:28:02	第12条安全施設といったところで、こちらの方がですね、1項3項については同じく、女川2号と海田イントも適用対象としてますが、
1:28:12	第4項のですね、安全施設の健全性及び能力を確認するため、安全機能の重要度に応じ、発電を原子炉施設の運転者提出試験または、
1:28:23	検査ができるものにならないといった第4項につきまして、
1:28:26	の記載の差異がございます。別添11の方をご覧ください。
1:28:31	こちら第4項につきましては、課題2の周辺装置では、
1:28:35	こちら、
1:28:36	対象としておりますが女川2号の方では、適用対象外としておりまして、理由としてはですね、許可において、国家装置につきましては、
1:28:48	このように試験が必要であるような設備というものを表で整理しておりましてそれには該当しないといったところが明確であるため、
1:28:55	イマムラが日本の方では対処
1:28:57	適用対象外としておりまして、当該ラインが適用対象としている理由といたしましては、
1:29:03	今回減容装置がですね新規設置の設備であるため適合性を新たに説明する必要があるということで適用対象として整理しているといったところで考えてございます。
1:29:14	ここから説明者のほうを変更いたします。
1:29:19	はい。東北電力の吉川それではですね、別添の13ページをお開きください27条の、
1:29:29	第1項でございますが、女川東海等で適用、
1:29:33	外としてございます理由はですね、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分低減するための、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:44	施設ではないことから、両者とも適用対象外となっております。
1:29:50	めくっていただきまして、別添の14ページ、27条1項第2項でございます。
1:29:57	女川の今回はですね、国家装置等、濃縮廃棄等のスラッチ、いわゆる液体状の放射性廃棄物を取り扱うため、
1:30:10	対象としてございます一方、
1:30:13	当会の下、圧縮減容装置でございますが、液体状の放射性廃棄物を取り扱わないというところで適用対象外としてございます。
1:30:24	こちらは以上で、
1:30:26	次のページの別添の15でございます。ここはですね、
1:30:32	固体状の女川もですね、トーカーも適用対象としてございますが、
1:30:40	両者ともですね固体状の放射性廃棄物を取り扱うことから、適用としてございます。
1:30:48	めくっていただきまして、
1:30:52	28条の貯蔵施設でございます。
1:30:55	女川はですね適用としてございますが、当会は適用対象外としてございます。
1:31:04	翁長の方の考え方は、今回固化材等の変更によりですねドラム缶がタナオカの発生量が増加して、またですね、
1:31:14	使用済みの粉末樹脂は貯蔵のみとなるため固体廃棄物貯蔵するですね、固体廃棄物貯蔵所等浄化系沈降部にその貯蔵容量に影響がございまして。
1:31:26	そのため、十分な貯蔵容量を担保するための設計方針として、ここを適用として示してございます。
1:31:34	一方当会はですね、既許可の設計方針の貯蔵容量を個別に管理できるということから、適用対象外と。
1:31:45	いうふうにしてございます。
1:31:49	めくっていただきまして、17ペー
1:31:53	添付の17ですね。
1:31:55	直接河川からの防護でございますが、女川は適用対象外東海第2は適用対象としてございます。
1:32:06	女川のもですねセメント固化装置を設置する、廃棄物処理エリアについては適切な遮へい設計によりですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:15	補助遮へいを設けているため、直接河川の評価のですね線源として取り扱ってございません。
1:32:22	変更後もですね取り扱う放射エネルギーの総量も変わらないことから、
1:32:28	直接河川の評価に影響を与えないため対象外としてございます。
1:32:34	一方東海の圧縮減容装置はですね、既許可の固体廃棄物作業建屋というところに設置されます。
1:32:43	既許可の、固体廃棄物作業建屋のですね、直接河川の評価において、線源条件としてドラム缶、
1:32:54	の表面線量 0.5mSv として、
1:32:58	制限条件として評価しているのです、
1:33:01	この 0.5mSv を超えないようにですね影響を与えないように管理する必要があるというところから、適用対象とをさせていただきます。
1:33:14	続きましてめくっていただきまして、
1:33:20	別添の 18 ページ目です 30 条 1 項の第 1 号ですね。
1:33:26	女川も東海もう適用対象としてございますこれは放射線からのですね、放射線業務従事者の防護を、を考慮して設計する必要があると、ある、あるため、
1:33:39	両者とも適用対象としてございます。
1:33:44	めくっていただきまして 30 条の第 1 項第 2 項ですね、これは女川東海とも適用外と。
1:33:54	ということでこれはですね過渡変化時及び設計基準事故の対応として操作を行う設備ではないことから、対象外としてございます。
1:34:06	次中程の 30 条の第 2 項、これも女川東海でも適用対象外でございます。
1:34:13	これは既許可における設計方針に従い設置された、
1:34:19	既設の出入り管理。
1:34:21	年利管理室及び保全管理関係施設を用いることから、適用対象外としてございます。
1:34:29	次、一番下の 30 条の第 3 項でございますこれは女川はですね、既許可の設計方針に変更はなく既許可の設計方針による。
1:34:42	エリア放射線モニターを
1:34:45	用いることから、容積に変更がないことから適用タニグチ対象外としてございますし、
1:34:51	トーカイはですね、新たに圧縮減容装置を設置した。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	エリアモニター、
1:34:58	を設置するために、適用対象としてございます。
1:35:05	トーカーとの適用条文との考え方の差については以上でございます。
1:35:15	戻っていただきまして 10-1 の資料の、
1:35:22	これは、
1:35:24	下のページ、18 分の 19 ページ目のコメントナンバーの、
1:35:31	85 でございます。
1:35:34	第 28 条のですね 1 項の第 2 号、汚染の広がりを色な広がらないものにする。
1:35:43	要するに、対する設計方針についての、
1:35:46	該当の有無の整理でございます。
1:35:49	ここに回答欄にですね、回答を記載してございますが、
1:35:54	28 条第 1 項 2 号の汚染のヒラガないものとする、はですねこれ技術基準規則の 40 条の解釈において、
1:36:04	ドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を講ずることとされております。
1:36:10	この固体状の放射性廃棄物を貯蔵する際にはドラム缶に詰める等の汚染拡大防止を講ずることを要求しておりますが、
1:36:20	本変更前後においてもですねこの設計方針に変更はないことからですね。
1:36:27	本申請の設計方針としては、記載不要と判断してございます。
1:36:33	なおですね、ここの 28 条への適合の設計方針は、先ほどちょっと触れたところがございますが、
1:36:41	今回は固化材の変更に伴いですねドラム缶の発生量が増加して、
1:36:47	また使用済み粉末樹脂等は浄化系沈降部理想での貯蔵のみとなることから、
1:36:54	固体廃棄物貯蔵所等浄化系沈降分離槽の貯蔵容量に影響します。
1:37:00	これらについて十分な貯蔵量を担保するために設計方針として記載しているものでございます。
1:37:10	はい。続いてですね、86 番でございます。散逸防止の方法について、
1:37:18	変更前の再発防止等、またですね、
1:37:22	換気等によって負圧にしてるような再発防止を行ってるのが、説明し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:28	ということで、こちらはですね大津D S4-2の、
1:37:34	添付の6をご覧ください。
1:37:41	一番最後のページの2枚目でございます。
1:37:45	添付の6-1のところに、文章で記載してございますが、
1:37:51	今回のですねセメント固化式固化装置のですね、サイズ防止を考慮する必要がある工程といった、二つの工程ございまして、一つは、
1:38:03	右隣のうちの上でございますが、
1:38:06	脱水後の使用済み事象ぜ。
1:38:08	ドラム缶へ投入するときの工程。
1:38:11	それと、②として濃縮廃液等をですねドラム缶へ投入して、
1:38:18	混練する工程でございます。
1:38:21	これらの工程の時にはですね飛散防止フードやですね、スプラッシュガードを設置して、散逸防止を図ってございます。
1:38:31	またですね。
1:38:33	飛散防止フードは使用済み樹脂受け入れホッパーを介してるとともにですね、換気空調系に接続しています。
1:38:44	それとスプラッシュガードは、スプラッシュガードもですね、換気空調系に接続してドラム缶の配給することによって、
1:38:55	散逸防止を図る設計としてございます。
1:39:00	添付の6-2の方にも記載します参考としてこれ記載しましたが既存のプラスチックコウ下式固化装置の散逸防止設計としては、
1:39:11	同様にですねドラムカー2混練物を投入する際に、
1:39:17	混練層下部フードという形でカバーをかけてございますし、
1:39:24	そこからですね換気空調系接続して、ドラム缶内の廃棄をすることによって、
1:39:31	散逸防止を散逸防止する設計としております。
1:39:40	はい。
1:39:42	固化装置のコメントに対する回答以上でございます。
1:39:51	はい。規制庁大塚です。それでは確認に入りたいと思います。
1:39:57	コメントリストの84番関係でとうにの減容装置との比較なんですけども、
1:40:13	資料をIIDSの4-3の比較表の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:21	別添資料の別添1のページから順番にちょっと確認なんですけども、
1:40:30	基本的にはですね、過去2、
1:40:34	処理方法が違っててもですね同様な設備の適合性の審査をして、
1:40:40	適用条文とかがしっかり整理されて記載も整理されて処分されているものに対して、
1:40:47	比較を行う場合には、
1:40:50	比較対象のものともまず記載を合わせていただきたいというのが、
1:40:55	あります。
1:40:56	はい。
1:40:57	ですが今回の
1:40:59	女川の記載は、
1:41:01	先行の投入と比べると、ちょっと記載が足りなかったり、
1:41:05	別の方向の説明をしてるところがちょっと散見されるので、
1:41:09	ちょっとまず今日は一つ、一つ一つちょっと確認をしたいと思います。
1:41:13	まず
1:41:15	最初ですね、三条、
1:41:18	三条とあと五条と六条、
1:41:20	もう一緒なんですけど、
1:41:22	女川ではですね、適用対象外に、
1:41:28	しているんですけど、当人の方は、
1:41:32	圧縮減容装置の設置、
1:41:35	の案件でしっかりと適用条文と、
1:41:38	整理してます。
1:41:41	なので、
1:41:43	申請の内容を踏まえても頭にて、
1:41:46	適用させるんだったら、
1:41:48	今回の長野法も適用させるべきかなと考えているんですが、図上、事業者としては、
1:41:55	どう考えてますでしょうか。
1:41:57	先ほどの説明では当人の方は新設税、
1:42:02	翁長の方は固化材の変更だということ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:05	ご説明があったんですけど、
1:42:08	実際には固化材の変更でもですねコガ方式を変えるので、
1:42:13	設備は変わりますよね。
1:42:16	同様の設備になるんじゃないくて違う設備に変わるので、
1:42:20	この三条五条、六条のところは一応適用させて、適合性の説明を書くべきだと思ってるんですけど。
1:42:28	いかがでしょうか。
1:42:35	はい。東北電力の清水でございます。
1:42:38	ここにつきましては、3条、五条六条につきましては確かに
1:42:43	プラスチック固化式からセメント固化式に設備は変わるんですけども、それぞれ3条であれば、地盤の話であって
1:42:52	この地盤の
1:42:54	論ずる上で重要な原子炉建屋に設置され、
1:42:57	たといったところでその設置場所については、原子炉建屋内の放射性廃棄物処理エリアといったところに変更はないため、一番の、
1:43:07	金の話については、ここをあえて確認する必要はないといったところでちょっと判断して今、書かせていただいております。
1:43:16	原子炉建屋そのものの構造とかそのものは変わってないといった、当時既許可において、
1:43:23	地盤に関わる審査において担保すべきとした事項についてですね、
1:43:26	大きく変わってないとか変わってないっていったところでは確認対象外といったところで今判断しております。
1:43:33	五条津波におきましても同様な考え方で、今回対象外と整理しております6条の
1:43:41	外部事象につきましても、基本的には外部事象といったことが原子炉建屋の外郭防護といったところになってますのでその部分についてはですね、今回変更を加えるものでは、
1:43:51	今回の工事ありませんので、特に改めて適合性について確認するようなものではないといったところで今回このような記載にさせていただきました。以上です。
1:44:11	規制庁大塚です。ちょっと今のご説明だと、当人の方では、
1:44:16	適用させていて、女川で適用しない。
1:44:19	理由がちょっとよくわからなかったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:22	新設か、設備の変更かっていうところは、
1:44:26	今回、正直あんまり変わんないかなと思っていて、
1:44:30	投入の方は新たに装置自体を新設するんですけど、
1:44:35	今回の女川だって、
1:44:38	固化材を変更するだけではなくって、設備自体が変わりますよね。
1:44:43	設置するフラム変わったり、野瀬設備の物量も変わってくるので、
1:44:49	そこははっきり言って投入の新設とあまり、この3、3条、56条に、
1:44:55	の審査に関しては、あまり投入と状況は変わらないと思うんですけど。
1:45:00	そこはどう。
1:45:01	考えますでしょうか。
1:45:06	はい、徳電力シミズでございます。
1:45:09	そこに関しましては、
1:45:12	ちょっとまた繰り返してしまうかもしれないんですけどもあくまで今回リプレイスいただければ、原子炉建屋の同じような箇所に設置するとね等に、圧縮減容装置の場合はですね、新たにその当該設備を、
1:45:25	建屋に、
1:45:29	固体廃棄物の作業処理、作業建屋といったところに設置するといったところで、そこに対する、
1:45:36	適合性を新たに述べる必要が、
1:45:40	新たな設備を
1:45:45	設置するといったところで三条工場6条についてもですね、
1:45:49	改めて
1:45:52	適合性の確認を31番なり
1:45:55	新たに設置するといったところでそこに確認するのが違い。
1:46:00	であると整理してございますうちはあくまでも、
1:46:03	原子炉建屋内の同じ場所に設置するために、今言った35条6条についてはすいません繰り返しになるんですけども、特にそこに、の適合性に関連するような設備の変更については、
1:46:14	しないことから、今回、適合性確認不要ということで、今回判断してございました。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:29	原子力規制庁の宮本です。今言われてる、
1:46:32	原子炉補助建屋に設置するっていうのはどこに書いてあります。
1:46:37	申請所長
1:46:40	要は3条適合にあたって、
1:46:44	原子炉補助建屋に設置するっていうことを、
1:46:48	どこで明確に記載していますか。
1:47:04	もう一つ言うと、設計基準対象施設はっていうのは基準要求にな ってて、
1:47:09	設計基準対処施設に、
1:47:12	今回のセメント固化体、セメント固化装置は入りますか入りませ んかどっちなんですかって。
1:47:26	特電力シミズですけどまず二つ目の質問からですが、まず今回固 化処理設備については設計基準対象施設に、
1:47:33	当たると考えてございますはい。
1:47:37	私それ言ったのは、であれば、
1:47:41	基準適合上、説明が必要な条文ですよっていう。
1:47:50	はい、東北電力シミズと。
1:47:58	あ、すいません東北電力佐藤ですけど。
1:48:01	ちょっと清梨衣というかですね、この
1:48:05	別添の整理もちょっとよくなかったんですけど、
1:48:10	対象、適用対象外ですっていう言い方は正しくなくて、
1:48:16	原子炉建屋内にリプレースっていう形で設置するものなので、
1:48:24	既許可で確認された設計方針、これが変わらないですよっていう 意味で、設置許可の処分手続きのルール上ではよく
1:48:34	記載を省略してる部分、記載してない部分は既許可と同じですっ ていう意味で、
1:48:43	ここは、今回改めて、設計変更が入るとか方針が変わらないの で、この審査の中で確認する事項には該当しないっていうのが、 多分、
1:48:56	我々からの説明としては、
1:48:59	適当だったのかなと思いますので、今おっしゃられた、これが適 用、ごめんなさい、対象外かどうかっていうのはまた別で、これ は明らかに対象ではあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:10	ただ、変更が加わっていない、設計変更方針の変更がないので、この事案、この案件としての確認対象とは、
1:49:22	しませんっていうだけの話だと思うんですね。なので、
1:49:28	佐藤さんねちょっと私の方の認識だと、多分リプレースという言葉に、
1:49:34	ちょっとごまかされててね。
1:49:36	全く同じものをつけるんだったらその通りかなと思って、もともと許可も必要ないですよっていう話ですよ。
1:49:43	要は、
1:49:44	古いものを撤去して新しいものを設置するんですよと、そういうことだとリプレースじゃなくてこれ設置工事じゃないんですかっていう、
1:49:54	失礼しましたそこは私今言葉をちょっと使い間違ったので、
1:49:59	全く別のものをつけるという意味なので、ただ言いたかったのは、三条四条、この辺の条文、六条もですけど、
1:50:09	これはもう建屋っていうものに対する確認、
1:50:14	条文になってくるので、そういう意味で、今回の事案が、これらの設計方針を変えるものじゃないっていう、そういう整理なんですと、ただ、対象外ですかって。
1:50:26	これ関係ないですかってやればそんなことはなくて、これはあくまでも確認する対象ではあるけど変わらないので、記載としては省略をしていますっていうのが正しい。
1:50:37	整理説明である。それをちょっと申し上げたかった。
1:50:46	規制庁宮尾です。なので私言ってるのは、なぜ圧縮減容って比較表を作ったときに、
1:50:53	そこを踏まえて、
1:50:55	適合条文なり、記載を整理しないのかなと。
1:51:00	セキユたオオツカウタ三条にしても、四条にしても5条にしても同じような整理がつくはずなんですよ。
1:51:07	先ほど言ったように、事業者としては、もう原子炉補助建屋につきますんで、作りますんでって、補助建屋につけるってどこに書いてあんのよって、それは、
1:51:18	リプレースっていう観念があるからこそ同じところにつけるんでしょっていう話なんだけど、これ申請書は頭から見れば、何もわからないわけですよこれね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:29	だから、先ほど言ったように、プラスチック固化設備を撤去して、セメント固化設備を設置するんですね。
1:51:38	そうすると、東海第2でやっている圧縮減容消磁は、0からつけたので親切なんだけど、
1:51:46	女川と何が違うのっていう。
1:51:51	ただ場所が原子炉補助建屋で、例えばその、
1:51:55	言われたように、重要設備なので、もともと守られている設備であったり、評価されてる建屋の中に作っていつくるんだけど、当然、設計基準対象施設は守られてたら、
1:52:08	そのこの条文の説明は要りませんっていう話にはなっていないはずなんです。
1:52:14	適合上ね。
1:52:17	なのでしっかり整理してくださいっていうのがオオツカの言っている指摘であって、そうなった時に今言われてる三条四条五条とか、
1:52:27	当然当たり前の話なのかもしれんけど、じゃあ何で外せるんですかっていう理由を説明していただかないと、我々としては何で外していいのかが全然わからないんですよ。
1:52:40	いいですか。
1:52:43	Iアノサトウです。そこは理解しました。
1:52:48	ちょっと杓子定規にですね新設建屋じゃないことをもって対象外とかそういう、ちょっと整理をしちゃって、説明をしてる部分があるので、ここはちょっと交通整理をしっかりと、
1:53:02	なぜ、申請書としてこれが不要、記載を省略していいのかっていう、
1:53:08	ちょっと野瀬。
1:53:11	訴訟ショウリヤクっていうのは省略はしてないんですね、実際は既許可と同じだということをもって書いてますっていうことになってるので、すいませんちょっと私も言葉の、ちょっと、
1:53:21	扱いがあれですけど雑になってますけど、そういう意味でちゃんとその説明はしたいと思いますんでちょっと整理を再整理させてください。
1:53:35	はい規制庁オオツカです。ちょっと三条、
1:53:39	五条六条のほうは整理の方、もう一度お願いします。
1:53:42	続いて、別添の5、5ページのところで8条なんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:53	まず投入の欄を見ていただいて、
1:53:55	適合のための設計方針の記載の中の上から2行目のところで、
1:54:01	火災区域が設定された固体廃棄物作業建屋に設置するとともに ていう記載があるんですが、
1:54:08	長野法見ると、この記載に該当するものがないんですが、
1:54:14	この記載を外した意図があれば、説明の方お願いします。
1:54:23	はい。東北電力の清水でございます。
1:54:26	こちらについてもちょっと
1:54:29	工場とか先ほどの議論と一緒にしてしまうかもしれないんです けどもやはり最初、
1:54:34	同じ。
1:54:36	プラスチック固化と同じエリアに設置すると、いうようなことが あったため、そこを今省略して書いてるといった状況になってま すので、ここについては、先ほどの議論を踏まえて整理したいと 思います以上です。
1:54:51	規制庁大塚です。はい。整理の方お願いします。
1:54:54	同じ8条のところで、
1:54:57	お長野プランで下から二つ目のパラグラフのところの1行目です ね。
1:55:04	電気系統については、
1:55:06	必要に応じて、
1:55:08	ってあるんですけど、
1:55:10	当人の方が必要に応じてがないんですが、
1:55:13	ここも
1:55:15	必要に応じてを入れた理由の説明をお願いします。
1:55:23	はい。オク電力シミズでございます。
1:55:28	ここはちょっと確認させて、後でちょっと、次回、ご説明させて いただければと。
1:55:35	規制庁オオツカです。お願いしますコガもしかししたら投入の方 も、実態は必要に応じてなのかもしれないんですけども、
1:55:48	そうですね。実態と合っていないので必要に応じてを入れるという ことであれば、その入れた理由はですねしっかりと説明の方お願 いします。
1:55:58	東京電力シミズ了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:03	規制庁の矢田ですけど、今みたいなところは非常にこれ問題で、
1:56:07	色もついてなくて赤くもなってない。
1:56:11	印もついてない。
1:56:13	センコーから、先行て圧縮減容に比べて変えているっていうことを、こちらから指摘されないとこれは全然わからないですよ。
1:56:21	こういう資料を作られてしまうと、我々審査側が非常に困ります。
1:56:26	先ほどの、
1:56:28	第3電源の話もあったと思うんですけど、他の申請書と一緒に申請されてるやつは、しっかりつくれるのにもかかわらず、コガ式の方は全然その辺が、
1:56:38	反映できてないところは、事業者のよく内部でよく話してください。当然、同じ品質のものを持ってきていただかないと、
1:56:48	第3電源のバッテリーの方はしっかり作ってあるんだけどコガ式の方は、実はそこまでしっかり行き届いてない資料作りになってますって言われてしまうと、
1:56:59	我々これ審査しようがありませんので、
1:57:01	こういうふうな、見落としというか、追加の記載というのは、くれぐれも記載する記載するのを止めるものではないですけど、
1:57:12	しっかり備考で説明できるようにしとかないと、今確認してもそれが説明できないってことは、もう意図がわからない状態でこれに入ってるってことはもう全然問題ですんで、
1:57:22	その辺はよく、社内持ち帰って検討してください。お願いします。
1:57:27	すいません。東北電力佐藤です。
1:57:30	今みたいなところはですね、審査の進捗にも影響を及ぼすところだと思って非常に
1:57:39	反省しなければいけないと思いますし横串をしっかり刺すように改善を図りますので、大変失礼しました。
1:57:53	はい、規制庁大塚です。続きまして同じページなんですけど一番下の女川のパラグラフで、
1:57:59	ヒライ設備の、
1:58:01	記載をしてるんですけども、
1:58:03	ここも同様なコメントで、
1:58:06	投入の方見ていただくと、建築基準法に基づくっていう文言が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:12	あるのに、女川の方にはない。
1:58:14	なかったり、
1:58:16	あと、
1:58:18	避雷設備を設置してある。
1:58:20	建屋が投入の方には、
1:58:23	記載されているのに女川にはないっていう、
1:58:26	ところもちよっと気になったのでここもちよっと確認を。
1:58:30	して、もし頭にノモト並びがとれるのであれば、並びをとっていただければと思います。
1:58:39	東京電力イマセ了解いたしました。
1:58:44	はい。規制庁大塚です。続きまして次のページのところで、
1:58:51	(3)の影響軽減のところで、投入が記載しているのに対して女川が、
1:58:58	記載していないっていうところなんですけど。
1:59:03	今回の女川のセメント固化セキ固化装置っていうのは一応火災防護対象となる放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する機器。
1:59:13	に該当するっていうことで、まずよろしいですか。
1:59:19	はい。放射的にも閉じ込め機能を有する機器といったところで認識はい。
1:59:24	その通りでございます。
1:59:27	規制庁大塚です。該当するということであれば基本的には影響軽減の対象にも、
1:59:34	なるんですけども、設備としても多分投入の方と同じような扱いの設備、火災上はなると思うんですが、
1:59:41	頭のが記載しているのに、
1:59:43	女川が記載していない。
1:59:45	理由は何なんでしょうか。
1:59:49	東北電力の清水でございます。
1:59:51	キクカワにおきまして、
1:59:54	の8条の整理におきまして古代keV処理系につきましては、放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を達成する機器といったところで、
2:00:01	ドラム缶、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:03	であるとか、答える所蔵庫が挙げられてるんですけども、その設備については不燃材で構成されており火災により放射性物質の貯蔵または閉じ込め系に影響を与えるものではないと。
2:00:13	整理されておりますので、そこを、
2:00:18	評価と同じ考えで、
2:00:21	このような記載にしておりますちなみにこの吹き出しにも書いてるんですけども、当院においても火災系の
2:00:29	影響でここには書いてるんですけども、最終的、
2:00:33	資料の方ではですね、
2:00:35	結果的には火災、
2:00:37	防護対象設備として火災軽減の要求をしていないといった結論になっていることは確認してございます以上です。
2:00:45	規制庁大塚です。貯蔵閉じ込め機能に該当しているんだけど、
2:00:51	若狭の時に機能を喪失することがないから、
2:00:54	対象外ということなんですけど、
2:00:57	それはあれですか、何に基づいて、
2:01:01	そうなってるんでしょうか。
2:01:04	基本的には、多分機能に該当するものは、
2:01:07	対策をしなきゃいけないものだと考えているんですけども、
2:01:12	おそらく繰り替え説明なるかもしれないんですけども、営業企画課の時の整理ですね、
2:01:21	先ほど言った通り固化設備の、
2:01:23	小事件の機能を達成するための機器といったところドラム缶があつてですね、それが火災の
2:01:28	不燃物等で構成されているため、
2:01:31	火災によって、放射性物質の貯蔵または投資が影響ないといったところで評価の段階でそう整理して、今、
2:01:39	おるといったところが投資した考えを用いているといったところになります、繰り返しで申し訳ございません。
2:01:49	ちょっと話が通じないので言えと言いますとⅡSD4-3、19ページを見てくださいという。
2:01:58	これは自分たちで作っていただいている女川2号の適合性の許可官報になってると思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:05	19 ページの一番下、下から 2 行の上を書いてある放射性物質閉じ込め機能を有する構築物系統及び機器月火災区域についてはというところが記載があると思うんですけど。
2:02:16	それが、(3)、18 ページでいうと (3) の火災の影響が食べ対策。
2:02:21	というふうに記載されていて、その中で、上前半は基本的には、安全停止の話がメインに書かれていて、放射性閉じ込め機能が 1 最後の 4 行で書かれていると。
2:02:34	当然先ほど言った別添 R O V、
2:02:37	このページ数で言うと別のかな、のところで今大塚が指摘した、(3) で書かれなければいけないのが、
2:02:46	キクカワの設置方針を踏襲するならこの記載があるはずなんだけど、記載してませんねと。
2:02:52	それはなぜなんですかって確認不足じゃないんですかっていうことなんですけど。
2:03:18	オク電力シミズでございます。
2:03:21	はい。ちょっと 1 度、整理させていただければと思います。ありがとうございます。
2:03:26	藤葛西の方は、区域、区画に対する要求なので、もう少し、既許可なり、期でやった、担当の方によく聞いてください。
2:03:40	手塚さんによく聞いてください。
2:03:42	要は、今言われてる内容っていうのは、設備が燃えなければいいんですって大丈夫なんですっていう回答なんだけど、基本的にそういう回答ではもともとなくて、
2:03:52	8 条の 8 条の要求というのは、区域区画に対する要求です。なので区域区画をどうやっていくかっていうところが先ほどオオツカがあったように、
2:04:03	もともと前のページの別添 5 で区域が一番必要な火災区域っていうワードが抜いた状態で提出されていて、
2:04:11	申すそこがもうそもそも抜けている状況でこの八条の適合性をどう説明するのもよくわからない状況になっているので、よくその辺は確認してください。いいですかね。
2:04:23	はい特前歴シミズ了解いたしました。
2:04:27	規制庁大塚です。ちなみに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:30	ちょっと先行で確認なんですけどこれ、火災区域って建屋全体が火災区域になってるんでしょうか。っていうのはこの、
2:04:37	もし当人と同じ記載するとき、別に対策しないで書けるかどうかの確認なんですけども。
2:04:45	火災区域と原子炉建屋として火災区域に設定してございます。
2:04:51	規制庁大塚です。承知しました。
2:05:02	規制庁大塚です。続きまして、別添の8ページの10条の誤操作の防止のところ、
2:05:11	このちょっと頭にどの際なんですけども、適合のための設計方針の第1項の、
2:05:19	記載のところですね上から2行目のところで、
2:05:22	頭にはですね。
2:05:23	状態表示及び警報
2:05:25	表示により圧縮減容装置っていう、その具体的な措置名を書いているんですけど。
2:05:32	女川発電用原子炉施設っていう記載に、
2:05:35	なってるんですがこれは記載のレベルを変えた。
2:05:39	理由は何かあるんでしょうか。
2:05:46	はい、オク電力シミズでございます。
2:05:49	ここにつきまして、
2:05:51	します。
2:05:53	そうですね今主語がちょっと
2:05:57	ハタ現職説の状態がという、大きくとられてるんですけども、
2:06:01	これにつきましては心を明確にした方が良くと思いますので、ちょっと記載を修正したいと思います以上です。
2:06:09	規制庁大塚です。承知しました。
2:06:11	あと、すいません下の頭にでいうと第2項についての記載のところなんですけども、
2:06:18	女川では第1項と第2項まとまっていて、第2の第2項の記載が、
2:06:24	女川の方ではちょっと見当たらないんですけど、
2:06:30	これちょっと先ほど説明があったかもしれないんですけどもう一度、理由を説明してください。
2:06:36	はい。第2項につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:40	基本的に、異常な過渡変化のときであるとか設計基準事故に対応するための設備に、
2:06:47	対する要求といったところで、
2:06:53	整理しておりますので、新たにこのドイの内容については、といったところで第2項の当院と同じような内容については
2:07:02	この当該操作が必要となったり、
2:07:04	リルトの事象が有意な可能性を持って当時持たせる。
2:07:08	云々っていうところはですね、今、
2:07:12	他設備につきましては異常な過渡変化及び設計事項に対応する設備ではありませんので、というところでのこの記載については、お名前について記載してございません。以上です。
2:07:23	規制庁大塚です。承知しました。そうすると等々にだってカトウとか、設計基準事故に関係ない設備だったと思うんですけど、
2:07:32	T2が記載していることに対して女が記載してないことについてはどう思われますか。
2:07:42	はい。そうですね。2の方におい。
2:07:47	でも、
2:07:49	オク電力シミズです。
2:07:54	ちょっと、
2:07:55	トモニさんで、
2:07:57	ちょっとどのような理由で、
2:07:59	こう書いたかって、
2:08:01	いうことまで一応確認できてませんのでうちで書かなかった理由につきましては、先ほど言った通り、カトウ事象設計基準事故対応に対する設備ではないといったところでちょっと、
2:08:11	今回の
2:08:13	評価等における、適合性の記載等も踏まえて、記載、
2:08:18	削除したとなりますので、ちょっと確認をいたします以上です。
2:08:23	規制庁大塚です。そうしましたら、ちょっとここもう頭にの、
2:08:26	記載と確認していただいてもし書かないのであれば、この第2項の記載が要らない理由を、
2:08:33	備考に書いていただけると。
2:08:36	はい。助かります。
2:08:40	規制庁宮元ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:43	これ、
2:08:45	2行本当にいらな思われて、
2:08:49	我々んとこ持ってこられてるのかなって主語安全施設はになってるんすよね。
2:08:54	安全施設は、
2:08:57	2、安全施設に、
2:08:59	セメント固化式コガ装置は該当しないんですか。
2:09:06	安全施設に該当いたします。
2:09:10	では必要ないんじゃないですか。その辺も入ってませんし含めて整理したいと思います。ちょっとね、
2:09:17	さっきから何回も繰り返しなんだけど、基準上どう説明すべきかっていうのを、もっと社内でよく話してください。
2:09:26	要はあるいらなっていうよりは、基準適合上必要なものが抜けてられたら当然困るので、
2:09:34	事業者の方の判断でどう除外してるんだったら除外してるっていう、本来除外は多分ほとんどできないはずであって、
2:09:44	それが除外できるならそれなりの実績を持って我々の持ってきてもらわなきゃいけないので、
2:09:49	もう少しよく考えてくださいよろしくお願いします。
2:09:58	規制庁大塚です。
2:10:00	続きまして別添の16ページの28条のところをですね、
2:10:11	放射性廃棄物の貯蔵施設の条文で、
2:10:15	これ頭にでは適用条文にしてないんですけども、女川の方で適用していて、
2:10:22	まず、適応のための設計方針の記載のところ、最初のパラグラフのところ、
2:10:32	廃棄物の量は変わるんですけど、発生量の約10年分以上貯蔵できる容量とするという記載になっていて、
2:10:42	だからこの10年がまず、いつからの10年なのかわからなくて、
2:10:46	10年で十分なのかどうかっていうところもちょっとわからなくてこの記載が必要なのかどうかちょっと不明。
2:10:54	です。
2:10:55	で、
2:10:56	2パラ目のまた以降の記載については、
2:10:59	固体廃棄物貯蔵所、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:02	を設けるが必要に応じて図を設置するっていう説明になっていて、
2:11:07	これもう、
2:11:09	固体廃棄物貯蔵場を設けるのは今回の話ではないですし、
2:11:14	その必要に応じて増設するっていうところもちょっとふわっとしていて、
2:11:18	適合性の説明になっているのかどうなのかちょっと判断がつかないような状況でして、
2:11:23	この条文に関してはちょっと2の方はないですけど、
2:11:27	他のですね先行プラントの
2:11:30	適合性の説明をちょっと参照していただいてちょっともう一度、
2:11:34	記載の方、検討してください。
2:11:37	今回は、上の四角の中に書いてある、
2:11:42	条文、
2:11:44	本文というよりは、28条の解釈の規定で、
2:11:48	規定している貯蔵容量の話を活用させるべきで、
2:11:53	今回の多分説明としては、書状設備、
2:11:57	とか施設、
2:12:00	最初にですね設置したとき、想定していた廃棄物の発生量から、今回の申請で発生量が変わったとしても、
2:12:10	遡上
2:12:11	遡上溶炉は十分であることっていうのが、ストレートに説明できればいいのかなと思ってるので、
2:12:18	ちょっと今の記載だとそれがちょっと明確に見えない。
2:12:23	と思いましたのでちょっと記載のほう、再検討をお願いします。
2:12:29	東電の吉川です。まず10年っていうところでございますが今から10年、
2:12:38	以上貯蔵できると。
2:12:41	いうことも補足説明資料には書いてございます。
2:12:47	はい。いずれ
2:12:49	他社の木崎サイトも参考しまして、中身の濃い記載の方、検討したいと思います。はい。以上です。
2:12:59	すいませんサトウですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:02	今聞こえた10年の話は、それは全く別の話であって、これは単に層としての容量がどういう発生を想定した場合、どのぐらいの
2:13:15	年数に対応できるですね、相当とする容量を有する者。
2:13:21	ものであるかを言ってるだけにすぎません。また、
2:13:26	これ従前も説明してますけど攻め固化とプラ固化わあ、
2:13:31	やっぱり
2:13:33	固化材が変わるの国家材固化体を作った時の発生本数というのが違ってきますよっていう説明従前させてもらってまして。
2:13:46	これを何で変えたっていうところはちょっと議論はあるかもしれないんですけども、貯蔵施設の発生。
2:13:54	想定それからその発生想定を踏まえた貯蔵施設としての容量ですね、ここに対しては今回の設計変更は影響与えませんっていうことが言いたいだけであって、
2:14:08	これが今回、確認をする条文になってきますかっていうと、これ実はその発生量と貯蔵の考え方、それと設計の方針に対しての影響がないっていうことを、
2:14:24	審査の中で我々が説明すればいいことであって、これが本当にいるんですかっていうのは、
2:14:30	今、皆、規制側から疑問を呈されたところがそれを表してるんだと思いますそういう意味でちょっとこの辺の条文の整理ですね、先ほど来、
2:14:42	そういう部分の整理が悪いっていうことをご指摘いただいて、改めて見みればっていうのはあれですけど、確かにちょっとこれ、精度が良くないし、
2:14:53	議論が尽くされたものではないって言われるとご指摘の通りだと思しますのでここは、頭からですね、もう一度社内でしっかり見て、整理をしたいと思えますすいません。
2:15:07	はい。規制庁大塚です。では再検討の方お願いします。
2:15:12	私の方からは、とりあえずは以上ですが、
2:15:16	他に確認しことありますでしょうか。はい。建部さんお願いします
2:15:22	規制庁の建部です。
2:15:24	別添の資料の中で幾つか確認をさせていただきます。
2:15:29	別添のですね、7ページですね。一斉による損傷の防止等なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:37	こちらの第1項についてなんですけれども、これ基準を見ると、
2:15:42	基準テラスですよ。せめコックセメントゴコウ下式固化装置は溢水があった場合でも、
2:15:49	このセメント固化し固化装置の安全機能が損なわれない設計っていうことが、
2:15:56	示されるべきことだなあと思ってるんですけどもただ記載がこれは、
2:16:02	攻め、セメント固化式固化装置がその他の切安全施設の安全機能を損なわない設計とするっていうふうな形になっていて、何かちょっと記載がずれてるんじゃないのかなって思ったんですけども。
2:16:19	オク電力シミズでございます。
2:16:22	これにつきましては、セメント固化式固化装置の方ですね。
2:16:27	救助の、
2:16:30	溢水防護対象設備として、既許可の中ではこの種対象法設備としてですね、該当しないといったところで整理されておりましたので、
2:16:43	まずはオカイシコカサオカ装置の方に対する、安全機能を損なわなければものにはならないと、安全機能を損なわないものではない。
2:16:52	いったところについてはですね、
2:16:57	記載が今ないといったところでしてあと、タダアノす。
2:17:01	麻生ちゃんの水源としては、なりますので、
2:17:06	アノて、
2:17:08	その発電所元施設設置された破損を考慮しセキ投資、他の安全施設の安全機能を損なわない設計とするといったような記載にさせていただいているといったところになります。以上です。
2:17:20	田部井です。先ほどのご説明ですとその溢水、
2:17:24	防護設備にセメント固化式コガ装置は該当しないので、
2:17:29	地震のことは書いてないっていうことなんでしょうか。
2:17:34	東京電力清水でございます。はい、ご認識の通りです。
2:17:38	次長の建部です。これちょっと圧縮減容装置なんかはまさにその自分自身のことを言っていて同じようにかけるんじゃないのかなと思うんですけども。
2:17:51	はい、そうです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:54	同じようにそうですねそこについてもはい。
2:17:59	水源として考慮する以外には己の機能についても損なわないものではないといったような記載の方にはい。
2:18:08	した上でその医療整理論として、主な施設が当たらないといったような、記載する
2:18:15	説明方針するといったところの方針については、はい。その通りできると考えております以上です。
2:18:20	規制庁のタテベースよろしく申し上げます。続けまして
2:18:24	別添の8-10上ですね。
2:18:28	こちらで
2:18:31	第1項及び第2項についてって形で固化装置は運転員の誤操作を防止するためってなっていて、
2:18:37	ここのってその運転員って書いちゃうと支障が出ませんかかっていうところなんですけども。
2:18:50	はい、オク電力シミズでございます。
2:18:53	ですね。
2:18:56	基本的にセメントアカシ他装置については、運転の方で操作しますので、この運転員と記載しております一方
2:19:06	海田委員方で作業員の誤操作防止というふうな記載になってるんですけども、
2:19:11	やっぱり集計上装置については、運転じゃなくて作業員がどちらでも行われ、
2:19:18	ありますのでそのような記載に、
2:19:20	なっているのかなと今、推察してございますので
2:19:24	セメント化イシイコウ装置についてはあくまでもジンノがですね、操作しますので、この記載で問題ないと考えてございます以上です。
2:19:33	規制庁のタテですこれ。何でこういうこと言ってるのかといいますと、誘導箇所のとくに何かいろいろ要因の整理とかつけたと思うんですね。だって、
2:19:42	重大事故等対処対策要員。
2:19:45	てやると、その中央制御室の運転員も入っちゃうので、
2:19:48	括弧運転を除くみたいな形で、特別にその運転員という言葉に意味を多分持たせてたように、
2:19:56	思うんですね。で、それを考え、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:59	見ると、ここで運転員って書いてしまうと、その中央制御室の運転、
2:20:03	2、
2:20:05	とバッティングしちゃうんじゃないのかなっていう、そそういったことをちょっと気にしてまして。
2:20:20	はい。東北電力の藤オオハシです今、田部さんのご指摘の通りかと思えますので再度用語の使い分けですね確認の上、回答させていただきます。
2:20:30	以上です。
2:20:32	規制庁のタテですよろしく願いいたします。
2:20:36	次に別添の、
2:20:39	11
2:20:41	11 ページですかね。
2:20:45	第 12 条の安全施設の第 4 項は、
2:20:52	12 条の解釈を見てみるとその表が載っていて試験検査の方法を載っていて、
2:20:57	その表の中に、この答える処理系が出てこないの、
2:21:03	特段、
2:21:04	何も書きませんっていうことだったと思うんですけども、
2:21:07	まずそういう認識っていうことでよろしい。
2:21:12	はい。認識としてはその通りでございます。
2:21:16	建部です。
2:21:17	解釈上は確かに現れてきませんが本則側の方の要求を見てみると先ほど来議論のあります通り、
2:21:30	四、五が安全施設はってなっていて、入るんじゃないんでしょうかっていう、
2:21:36	同様の指摘です。
2:21:41	オク電力シミズ先ほど来からコメント踏まえましてちょっと
2:21:45	についても、整理いたしたいと思います以上です。
2:21:49	規制庁のタテです。よろしく願いいたします。
2:21:56	あとはですね散逸防止のところ、ちょっと先ほど軽くご説明していただきましたけれども、ちょっと何点か確認をさせていただきます。
2:22:07	資料の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:11	大津DS-4-2の、
2:22:14	添付6-16-2ですけれども、
2:22:18	ここで参考としてまず、Aと書いていただきましたその既設、まず変更前のやつについても、ちゃんとフードがついていて
2:22:27	排気ブロアで
2:22:28	負圧に維持していると、ということが確認はできました。
2:22:33	で、とですね今回の変更で、
2:22:36	既存のその廃棄ブロアの、
2:22:39	経路を、二つに分けて、
2:22:41	飛散モジュールのそこだったりだとか、スプラッシュガードのところに、そこから排気することによって、
2:22:48	これも同様に算出しがたい設計とするっていうことも、はい。理解をしました。
2:22:53	で、ちょっとこれ確認だけししておきたいんですけども、
2:22:57	この廃棄ブロアが結局、廃棄物、
2:23:01	処理区域換気空調系へってなってるんですけども、この当該換気空調系、
2:23:07	におそらく、フィルターなりついてると思うんですけども、こういったフィルターがついてるんでしょうか。
2:23:13	東北電力、吉川ですけども、この換気空調系に行くと最終的には、スタックいわゆる排気塔に行く前にヘパフィルターが入ります。
2:23:23	回答以上です。
2:23:24	きっと入るんですね。
2:23:26	ちなみになんすけど、DFってどれぐらい。
2:23:29	えっとですねDF、
2:23:33	はい。
2:23:35	鬼頭の
2:23:37	フィルターのDFのことですか。すいませんそこは今ちょっと、
2:23:42	今、わかりませんので、後程、
2:23:47	5回どうぞ後程で結構ですよろしく申し上げます。私からは以上です。
2:23:58	規制庁秋本です2点あって、1点はちょっと対象とない話なんですけど。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:08	4-2SD、大津DS4-2の、
2:24:13	11ページを見て、あ、すいませんそこ。
2:24:19	添付6-2ですねさっき紹介していただいた、前文6-2のところで、ちょっと図、図だけな話なんですけど、
2:24:30	図1で、スプラッシュガードって書いてあって、
2:24:33	あれですか前の方の11ページは、特段書いてないんですけどここ何かいいところがあったりするんですか。
2:24:44	東北電力の吉川です。ここ、あまりイトウはありませんここはですね系統の、ここはというか
2:24:53	申し上げました11ページの4-3の図についてワ一系統の概略ということで示しておりましたので、
2:25:04	一方、添付の
2:25:08	6
2:25:09	につきましてはさ、散逸防止っていうか、観点から帰ってましたので、そのスプラッシュガードとかにコウアノ着目できるような、
2:25:18	ことで書いておりますあくまでも11ページは、系統の概略ということで記載してございました。回答以上です。規制庁秋本ですわかりました。ただ、飛散防止フードは書いてあるから、
2:25:30	何かなあとと思うので別にこれでいいんですって言った、いうんだったらこれでいいですけどスプラッシュガードぐらい書いてもいいんじゃないかなっていう気がしますってぐらいっすね。
2:25:41	はい。それとあとは、大津DS4-3の比較表で、先ほど
2:25:49	大塚から指摘があったので、見たんですけど、
2:25:56	17ページの8条のところの記載と、
2:26:02	別添5ですか、の記載が違って、これは、
2:26:08	ちゃんとチェックしてんのかなっていうだけの話なんですけど、電気系統についてはっていうところが、
2:26:15	主語があったり
2:26:17	なんか別添5だとなかったり、
2:26:20	次の落雷であったりとか、なっちゃってるんで、
2:26:25	何ていうんでしょう。
2:26:26	ちゃんと。
2:26:28	さっき宮本から品質の話もあったんですけど、
2:26:31	ちゃんと見てんのかなっていうところだけなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:35	どうですか。
2:26:48	集合につい、
2:26:52	ては、今回主語を明確にした方がいいというご指摘もありました。
2:27:28	ほか確認事項等よろしいですか。はい。
2:27:31	お願いします。
2:27:35	規制庁の方に清外山さんの資料 38 ページ、お願いします。
2:27:43	28 条 d なんかオオツカから容量の話はあったんですけど、
2:27:49	これ要求見ると漏えいしがたいと汚染が広がらないものとするところって書いてあって、ナカシマ値はそのまま、
2:27:57	対応するような記載があって漏えいの発生をします汚染が広がることをしますって書いてあって、
2:28:03	そのままって多分真ん中の下の汚染拡大を、
2:28:07	防止を考慮したというのが何かこの辺に対応しているのかなと思うんですけど。
2:28:14	一番右だと、この記載が落ちてこれは 700 オダした理由ってあるんでしょうか。
2:28:22	オク電力の吉川でございます。国交の 28 条のですね汚染の広がらない、
2:28:30	防止する設計とすると。
2:28:39	破線の色のことや、
2:28:45	えっとですね同様な
2:28:48	回答になりますが今回の
2:28:51	大津 D s
2:28:53	中の一井のですね、回答整理表の中に、
2:28:58	の 85 番でですね、回答いたしましたがこの汚染が広がらないものとするという。
2:29:10	基準の要求のはですね、28 年第 1 項にありましてこれ具体的には
2:29:16	技術基準規則の 40 条にそのドラム缶に詰める等っていうことで解釈されてございます。
2:29:25	なので、今回、この設計方針について、抱えるものではないと。
2:29:32	いうことから、ここの 4、記載をですね、
2:29:37	記載を書かなかったということでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:43	金城アシダあ、そうですねあの説明ではそのドラム缶で、漏えい当選の拡大を防止するっていうお話が、これ下書けないんでしょうか。
2:29:56	かけるかかけないかという、実際にやっていることですので、書くことは、
2:30:02	可能と考えます。
2:30:05	規制庁がちょっと必要かどうか検討して、
2:30:09	説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。久米田。
2:30:17	私から以上です。
2:30:22	規制庁宮です。まずねこれ前さっきも言ったんだけど、まずつくる前提として、
2:30:29	比較表を作った場合に、
2:30:32	差異が明確になった場合その際の戻入をつけてくださいと、違う記載があるんであれば違う記載を例えばするんであればそれはどこの先行実績から持ってきたんですか。
2:30:44	わかるように、例えばだけど、今言ってる。
2:30:49	別添6とか7とかの火災のところだったら、
2:30:52	要はどこどこ発電所の申請書から、
2:30:56	記載を参考にしてやりましたっていうのが普通、どこの水事業者もやられたり女川の例えば他の申請でも明確にその辺は書かれて、我々の審査資料として持ってこられてると。
2:31:10	というのが前提になってます。なのでここ、
2:31:14	この資料に関してはそれが全くないので、この真ん中の東海第2との比較の真ん中の部分が、これがオリジナルで持ってこられたのか。
2:31:24	それとも、
2:31:26	どこからの引用で持ってこられたのか全くわかりませんと。
2:31:31	なんでこういう審査資料作られてしまうと我々が困りますってことなんですよね。
2:31:36	いいですかここは、まずここまでは、その上で例えばなんですけど、今あった。
2:31:42	別添7、溢水の話ですね。
2:31:46	溢水で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:49	セキ等を設置し、当該液体が管理区域外漏えいしない設計とする と。
2:31:56	書いてますね、これね。
2:31:58	セキ等を設置してというのは、これどこから持ってこられました かってことなんですよ。
2:32:05	これどこから持ってこられました。
2:32:22	もう言うと、20 ページを見てくださいですよ。
2:32:26	自分たちが持ってきた女川日本で行政審査と官報見てください と。
2:32:34	刊本の第2項にはそれは書いてませんよねと。
2:32:39	じゃあこれ追加の設計方針として書かれたんですかって、そうい う認識で書かれたんですかどっちなんですかねですよ。
2:32:45	これは方針変えるんですか。
2:32:48	で、おそらくセキとかはあるかもしれません。
2:32:53	さらに詳しい例えばここの部分じゃなくて、それぞれのテンパチ の記載が書いてあるところに、実は細かく書いてあるので、そこ ではセキとか、
2:33:04	溢水扉とか、そういうものはあると思うんだけど、
2:33:08	ここの部分に書いてないほど書いたってことは、
2:33:11	事業者認識してるんですかっていうと、これ認識してます。
2:33:17	佐藤さん何かあります。
2:33:21	すいません
2:33:23	これ、当然既許可の中で、基本設計方針として、こういう漏えい しない設計とするんだと今回、とくどくにですねこれ議論したの は、構造として、
2:33:36	セキが現在のPRAコガ設備でもセキがあるんですけど、その具 体を描き行ってしまってるっていうことがありましたんでこれ は、
2:33:46	基本設計方針とその具現化をどうするかっていうところは、これ は多分別な整理だと思うので、我々がこれは
2:33:57	テンパチの中とかまとめ資料の中で、具体的な方策について説明 をすればいいことだって設計方針で書くべきことではないって いうのが、整理だと思えますすいませんそういう意味で、
2:34:10	非常に今の設計方針を変えるかのような心サーをする、皆さんに ですね誤解を生じさせてしまってるようなことを今やってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:22	と思いますすみません私がこういうことを言うてはいけないのは承知しますけど、
2:34:26	そういう意味でですね、設計方針とそれをどう実現するのかという、具体についての整理が、今非常に混在している部分も多いということなので、そこを含めて、しっかり見直し、
2:34:42	させていただきます。はい。お願いしますちょっとそういう意味で見ていただく別にここに書いていけないわけじゃないんだけどここに書くのか、それとも本当の細かい設計テンパチでも別のところに、
2:34:54	書くところがあるので、適合のための方針に高久べき話なのと、もともとのその設計側に書く話が今ごっちゃになって書かれてて、
2:35:04	あたかも既許可の適合のための方針を変えるように書かれていると。
2:35:10	そこはよくチェックしていただかないとまず駄目ですよっていう話と、先ほど言った八条に関しては、もうまるっきりこれは中身が全然できてないので、よく出直してくださいと。
2:35:21	ということです。で、あとは、
2:35:25	単純に言えば、
2:35:30	固体廃棄物処理系の○rセメント固化装置を新たに設置しますと、古いのをプラスチック5基除却して、セメント固化設備を新しく設置しますと。
2:35:43	それに合わせて
2:35:45	何だっけ町長同窓かな、何とかと、または交代へ行処理かなんかでやるのを、ちょうど層だけに絞りますと、これは何の適合性の説明に必要なのかってもっとよく考えてもらわなきゃいけないと、
2:35:59	今回固体廃棄物等、液体廃棄物、おそらく気体状のものが入っているんで、途中の過程でね、
2:36:07	なので、おそらく液体状の部分も入るでしょうというのが、多分事業者の認識としてここは一応まとめられてはいるんだと思うんですね。
2:36:17	そういう認識でいいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:23	その上で、適合性の説明に必要な条文等で必要なだった場合の どう記載をすべきかっていうところを、わざわざ先行実績がある のにさ、関してその施工実績を全く踏襲することなく、
2:36:38	オリジナルで作ってこられてると。
2:36:41	オリジナルの実績がどこから来てるのかもわからないと。
2:36:44	ちょっとこういう審査、資料になってしまうと我々審査側が困り ますので、
2:36:49	しっかりその辺は先ほど前半の第3電源の話あって、第3電源の 方はそれなりにしっかり作られてやっていますので、
2:37:01	そことよく照らし合わせてですね、記載が十分か十分じゃないか っていうのを、社内をよく話し合っただけ持ってきていただかない と、
2:37:10	こんだけ
2:37:12	同じ申請の中で差がある、あってしまうと。
2:37:15	ちょっと我々も困りますので、その辺はよろしくお願いします。 いいですかね。
2:37:19	はい東北電力佐藤ですしっかり見て、横串を刺してですね、整理 をして参りたいと思います。
2:37:28	はい。あとちょっと細かい話でいうと別添15。
2:37:32	のところは、
2:37:35	先ほどちょっと秋本からも話あったと思うんですけど、ここ結構 重要なところが抜けてて、フードと何でしたっけフード等がいい のかもしれないけどフードと、もう1個つけるやつで、
2:37:46	例えば
2:37:49	フードをつけて、それを、要は換気系に接続して持っていくん ですよね。
2:37:58	先ほどちゃんと説明されたのがここせつかく書かれてるのに書か れてないと。
2:38:03	でもそういうところもよく見てくださいねって、ここ結構ポイン トで算出し、27条が正直一番重要な
2:38:14	27条だよ、処理施設が27条が重要な、一番のメインの呉て合成 を説明者しなきゃいけないものが、
2:38:23	ちょっと中身が少し足りないというところになっているので、よ くそこは確認してください。
2:38:29	私の方から以上ですいいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:36	はい、佐藤です今の点も含めて、しっかり確認します。
2:38:42	規制庁大塚です他に確認事項とありますでしょうか。
2:38:49	はい。それではこちらからの確認は以上になります。事業者側から追加の説明や何か確認事項等ありますでしょうか。
2:39:07	はい。東北の東北電力木村でございますが、お手元でございます審査スケジュールでございますが、
2:39:13	本日が12月19日で、ヒアリングさせていただきました。
2:39:17	で、先ほどいただきましたコメントを踏まえ、品質保証をしっかり整えまして、横串
2:39:23	を加えた上で、1月24日にヒアリングをと考えてございます。
2:39:31	はい。
2:39:49	はい。あそこは。はい。
2:39:52	以上で一応、
2:39:54	補正はですね今ここに書いている通り2月下旬目標で、あと、
2:39:58	調整させていただきたいと思います。以上です。
2:40:02	はい。規制庁大塚です。スケジュールに関して他に。
2:40:06	何か確認事項等ありますでしょうか。
2:40:11	はい。スケジュールに関してもこちらからの確認は以上になります。
2:40:15	その他全体を通して何か。
2:40:18	コメント等ある方いらっしゃいますか。
2:40:21	事業者側も大丈夫でしょうか。
2:40:24	はい。それではこれで本日のヒアリングは終了したいと思います。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。